

平成24年柴田町議会第1回定例会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美 君	2番	佐々木 裕子 君
3番	佐久間 光洋 君	4番	高橋 たい子 君
5番	安部 俊三 君	6番	佐々木 守 君
7番	広沢 真 君	8番	有賀 光子 君
9番	水戸 義裕 君	10番	森 淑子 君
11番	大坂 三男 君	12番	舟山 彰 君
14番	星 吉郎 君	15番	加藤 克明 君
16番	大沼 惇義 君	17番	白内 恵美子 君
18番	我妻 弘国 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂 君
副 町 長	平間 春雄 君
会 計 管 理 者	村上 正広 君
総務課長補佐	馬場 敏雄 君
まちづくり政策課長	平間 忠一 君
財 政 課 長	水戸 敏見 君
税 務 課 長	武山 昭彦 君
町民環境課長	佐藤 富男 君
健康推進課長	大場 勝郎 君
福 祉 課 長	駒板 公一 君
子ども家庭課長	笠松 洋二 君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭 君

商工観光課長	菅野敏明	君
都市建設課長	大久保政一	君
上下水道課長	加藤克之	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	相原健一	君
地域再生対策監	宮城利郎	君
税収納対策監	小笠原幸一	君
公共施設管理監	小野宏一	君
教育委員会部局		
教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	加茂和弘	君
その他の部局		
代表監査委員	中山政喜	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太田健博

議 事 日 程 (第1号)

平成24年3月5日(月曜日) 午前9時30分 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第4 施政方針

第5 一般質問

平 間 奈緒美

大 坂 三 男

舟 山 彰

佐久間 光 洋

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成24年柴田町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において6番佐々木守君、7番広沢真君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日から3月15日までの11日間、うち土曜日、日曜日及び12日、13日、14日を議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質6日間と意見が一致しました。よって、本定例会の会期は本日から3月15日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月15日までと決定いたしました。

なお、会期中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、今定例会中、報道関係などの写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（我妻弘国君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。第1回の定例会、よろしくお願い申し上げます。

私から、報告事項を申し上げます。

まず、2011年に発生しました東日本大震災の経過状況について申し上げます。

東日本大震災から間もなく1年を迎えますが、日本各地で余震が起り、加えて関東直下型地震や東海・南海地震の発生についてマスコミ報道があるなど、まだまだ油断ができない状況であります。

大震災から1年を迎える3月11日に、本町では特に追悼行事は行いませんが、犠牲者への冥福のため、地震の発生した午後2時46分に消防署と消防団によるサイレンを1分間鳴らします。町民の皆様には黙禱をしていただければと思っております。

さて、本町における被害状況、被災者生活再建支援や倒壊家屋等解体処理業務などについては、昨年第2回定例会から第4回定例会まで随時報告をしておりましたが、その内容とほぼ同様であります。

災害復旧事業の進捗状況につきましては、道路や下水道などすべての事業について既に発注を終えておりましたが、1月になってやっと本格的な工事が始まったことから、復旧事業の完了は平成24年度いっぱいかかる見込みでございます。

また、復興交付金事業については、災害の被害からの復興を図るため、将来にわたり安心して生活ができる安全な地域づくりに必要な2事業を策定し、提案いたしました。1月19日と26日の両日、その事業計画内容についての意見交換のために、現在の復興庁から参事官が来庁して、策定支援を受けました。その結果、1月の申請は23年度、24年度に着手の実現性のあるものについて優先的に受け付けを行うとの指導もあり、今回は申請までには至りませんでした。今後については復興庁の策定支援をいただき、申請してまいりたいと考えております。

一方、宮城県と県内34市町村により共同提出していた「民間投資促進特区」が、2月9日に東日本大震災の復興特区第1号として認定されました。今後は進出企業や再建を目指す既存企業に対し、この優遇措置を講じてまいりたいと思っております。

福島第一原子力発電所事故への対応としては、引き続き空間放射線量の測定を実施するとともに、放射性物質濃度測定検査については本年2月から町民環境課に職員を増員して、町民からの食品の検査体制をとり、3月から実施しているところでございます。また、焼却灰の取り扱いにつきましては、現在環境省でその対応について検討しているところでございますので、その結果を踏まえて対応してまいります。

今回の大震災を教訓としての町の備えについてですが、情報手段の多様化や給水体制の充実、災害協定の新たな締結、避難所、自主防災組織や消防団への機材配備を充実するなどを行っているところでございます。今後は震災復旧、そして復興へと傾注してまいり所存でありますので、さらなる議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告いたします。

次に、平成23年度まちづくり住民懇談会の開催について申し上げます。

本町のまちづくりは、情報共有に支えられ、住民と行政の協働、住民の政策決定への参画を基軸に推進しています。このことから、町民への情報の提供を図りながら、町民の皆さんの意見を行政運営に反映できる広聴活動として、まちづくり住民懇談会を昨年7月から本年2月までの期間で、22の行政区を対象に10回開催し、241人の参加をいただきました。

前年度までは小学校単位での開催でしたが、本年度からは「地区ごとに抱えている課題が違う」との意見もあり、行政区単位での開催に変更し、よりきめ細かな、そして多くの町民の皆様に参加していただく内容に変えて、開催いたしました。3年間ですべての行政区で開催いたします。

懇談会は2部構成で、第1部は「町政報告」として東日本大震災での町の被害状況と町の対応状況を映像により説明いたしました。そして、もしこのような危機がもう一度訪れたときにどう対応するかという話を中心に進めました。

第2部は「地域の将来と課題」として、地域で抱えている課題や町政に対する意見、要望等を意見交換させていただきました。その内容は、「道路の災害復旧はいつから始まるのか」「震災時に町の広報車が聞こえなかった」「町の放射能対策はどうするのか」「トッコン跡地の利用方法は」「ごみの分別の徹底」「デマンド型乗り合いタクシーの導入はいつになるのか」など、身近で有意義な意見交換がなされました。

なお、今回の懇談会で提案された意見等については、資料が整い次第、町のホームページや広報紙に掲載するなど、広く公開していきたいと考えております。

今後とも多くの方々に参加いただき、幅広くご意見を町政運営に反映できるように努めて

まいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、長年の懸案事項でございました「幼児保育型児童館廃止後の計画についての説明会」の開催状況について申し上げます。

昨年8月19日に、議員全員協議会において二つの案を提示して説明をいたしました。平成25年度末で廃止とした幼児保育型児童館の廃止後については、10月5日に行政区長会にて、10月11日に町内私立幼稚園にて、10月26日から28日までに平成23年度児童館入館児童の保護者へ説明会をそれぞれ実施いたしました。参加者のご意見やご要望を踏まえまして、柴田児童館は私立幼稚園へ移行し、三名生及び西住児童館は学童型児童館として運営を行うとする計画にまとめました。

新計画を提示した説明会は、平成24年2月8日から10日までに平成24年度児童館入館児童の保護者を対象に、最後に全町民を対象として平成24年2月23日から2月29日までの期間に町内4会場で開催いたしました。昨年の議員全員協議会以降に保護者や町民の皆さんを対象とした説明会は合計10回開催いたしました。説明会を終えてみて、提案いたしました幼児保育型児童館の廃止とその後の対応計画については、おおむねご理解を得られたのではないかと考えております。私立幼稚園の通園バス運行や、私立幼稚園就園奨励費補助金制度の丁寧な説明などのご要望については、関係機関及び担当部署と協議、対応してまいります。

今後も子育てサービスの充実に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、柴田小学校・西住小学校6年生による「子ども議会」の開催について申し上げます。

平成24年2月9日、柴田町議会議事堂において柴田小学校、西住小学校6年生22人による「子ども議会」を開催いたしました。小学6年生は社会科で「私たちの生活と政治」という単元を学習しており、児童みずからが柴田町のまちづくりについて考え、「子ども議会」に参加して意見交換をすることは、政治の仕組みを学ぶよい機会であるとの考えから、毎年開催しているものです。

児童が正副議長役や進行役を務め、「みんなで育てよう～笑顔輝く元気な柴田町～」をテーマに、8人の子ども議員が一般質問を行いました。子ども議員からは、現場写真やアンケートの結果を示しながら、「西住地区に出るイノシシ対策を」「街灯をふやし、明るく安全な西住地区に」「柴田地区のお年寄りの生活がもっと便利になるように」「柴田小学校のプールやトイレをもっと快適に」などの提案をいただきました。

「子ども議会」が一生懸命に考えた夢のある提案に対し、私も1問1問丁寧に、誠意を持って答弁いたしました。中には実現可能な提案もございましたので、一部平成24年度の当初予算にも盛り込んでおりますので、議員の皆様の同意をいただきながら、実現できるようにしてまいりたいと考えております。

以上、柴田小学校・西住小学校6年生による「子ども議会」の開催についての報告といたします。

最後に、平成24年の成人式について申し上げます。

平成24年成人式を、去る1月8日、新しくなった船岡中学校体育館において開催いたしました。当日は天候に恵まれ、議員各位ほか多数のご来賓のご臨席をいただき、夢と希望に満ちあふれた新成人を祝う晴れやかな雰囲気の式典となりました。

新成人となられたのは、平成3年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性277名、女性227名、合わせて504名でございます。当日の出席者は310名で、町内中学校卒業の新成人の出席率は85.2%、町外出身者を含めると出席率は61.5%でした。

成人式の開催に当たっては、例年同様、新成人による実行委員会を募り、企画・運営に参加していただき、若者の意見などを取り入れることにより、参加しやすい雰囲気づくりに努めました。

新成人代表2名による「20歳のメッセージ」の発表や、奥州柴田一番太鼓の勇壮なアクションなどが行われるとともに、恩師からのビデオレター上映については新成人実行委員が撮影から編集までを行うなど、新成人の意向を取り入れた内容となりました。また、昨年に引き続き晴れ着の着崩れ直しボランティアの皆さんに協力をいただきました。さらに今回は、次回新成人となられる8名の方々がボランティアとして受付や駐車場誘導に協力をいただきました。祝福ムードの中、式典が盛会裏に終わりましたことを申し上げ、報告といたします。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

日程第4 施政方針

○議長（我妻弘国君） 日程第4、施政方針に入ります。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） それでは、平成24年度の施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、平成24年柴田町議会第1回定例会が開会され、平成24年度一般会計予算を初めとする関係諸議案をご審議いただくに当たり、私の町政に対する基本方針と概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、地震、津波、そして原発事故という三つの災害が同時に発生した東日本大震災によって、我が国は未曾有の国難に直面しております。今回の大震災では、便利さや効率性を追い求めてきた社会が、いかに危機に直面した際にもろかったかを露呈させました。一方で、大震災発生直後から全国規模での献身的な救助活動や支援活動が繰り広げられ、若者たちのボランティア活動の場も大きく広がりました。数多くの支援を支えに、悲しみに耐えながらも、決してあきらめず、黙々と生活再建に向かう東北の被災者の姿が、国際的にも高く評価されました。

こうした助け合いの広がりや、日本人の心の奥底で何かが変わり始めたことを暗示しているのではないかと考えております。私たちは、大震災を機に従来の生き方や働き方、そして社会の仕組みそのものをゼロから問い直していかなければなりません。

現状はといえば、日本を含む先進国は長年にわたる構造的な不況にあえいでいます。不況からの脱却に向けては、国際協調のもとにさまざまな経済対策や金融対策がとられてきました。しかし、いまだ光明は見えてきません。なぜなのでしょう。これは、長らく世界経済を牽引してきた資本主義体制そのものが制度疲労を起こしているからではないかとの指摘もあります。自由な市場経済のもとで、競争が激しくなればなるほど所得格差が広がり、社会全体に不満がうっせきするようになっていきます。また、都市が発展し、膨張すればするほど、人と人との人間関係が薄れ、無縁社会が生じています。さらに、少子高齢化が進めば進むほど、税と社会保障給付との乖離が広がり、このまま何も手を打たなければ我が国はギリシャと同じような財政破綻に直面しかねません。もはやバブル期のように経済が成長し、物があふれ、税収がふえる、そのような社会は望むべくもありません。

私たちはこうした現実を直視し、本当に豊かな社会をどのようにつくっていけばいいのか考えなければなりません。人口が減り、経済が縮小し、都市が縮小する時代においては、量より質を高めた国づくりや社会づくりが求められています。そうした質の高い社会へ転換を

先導していくのが我々政治家の役割でございます。

震災後の新たな国づくりや社会づくりには、自然の恵みに感謝し、自然とともに生きてきた東北人の生き方や、人と人が助け合い、分かち合って暮らしてきた東北の地域共同体がモデルになるのではないかと思います。共生、信頼、協力を基本とした社会こそ、本当に豊かな社会と言えると思います。今後しばらくは困難な道のりが続くと思いますが、今回の大震災を歴史的なターニングポイントにおける試練と受けとめ、絆や助け合いといった協働の力で、東北の復興にとどまらず、日本の再建を果たしていくべきではないかと思います。

平成24年度の予算編成に当たりましては、幸いにも大震災による被害が沿岸部に比べて少なかった分、早く気持ちを前向きに切りかえて、沿岸部はもとより宮城県の復興の牽引車になるという気概を込めました。

政策方針としては、喫緊の課題である復旧事業や放射能対策、水害対策等、災害への備えに全力を挙げるとともに、ことしを未来への投資元年と位置づけ、柴田町を次なる発展のステージに導いていく政策に重点を置きました。

まず一つには、未来の創造都市としてイメージしたコンパクトシティー構想の実現に向けて先行投資を行います。投資することで新たな需要を創出し、自律的な成長につなげ、地域の発展に努めます。

今年度は、生活機能が集積した新たな中心拠点に位置づけております船岡新栄周辺や不二トッコン跡地の利用について、コンパクトシティーの拠点強化を図る意味からも、スポーツ・文化ゾーン整備可能性調査を行います。そうした調査の中で、都市の標準装備に欠かせない総合体育館や図書館の建設可能性を探るとともに、（仮称）子ども総合センターの基本的な考え方をまとめてまいります。調査研究に当たりましては、多くの町民や関係者の参加のもとに、しっかりと議論した上で、身の丈に合った魅力的な公共施設を整備してまいります。

二つには、「花のまち柴田」による観光まちづくりを復興の基本に据え、人と人との交流人口をふやすことでまち中への集客を図り、地域経済の活性化に結びつけてまいります。観光の形態が「見る観光」からエコツーリズムや産業観光などといった「参加体験型観光」に変わってきていることから、観光物産交流館「さくらの里」での新鮮な産直野菜や花卉販売、軽食喫茶を提供する「コミュニティーカフェ」「コミュニティーガーデン花の丘柴田」「縦ノ木は残った展望デッキ」など、さらなるにぎわいと交流の場を提供し、観光資源のPRを柴田町観光物産協会と連携しながら推進します。

幸いなことに、4月から「仙台・宮城 伊達な旅デスティネーション春キャンペーン」が実施されることから、これをビッグチャンスととらえ、旅行会社等へのプロモーション活動を積極的に行い、柴田町の魅力を全国に情報発信してまいります。特に船岡城址公園は新しいタイプの観光地として、観光のプロや旅行会社からその潜在力を高く評価されており、今回、全国の婦人雑誌や旅行雑誌「じゃらん」にも取り上げられるまでになりました。さらに、新名所となる（仮称）さくら連絡橋を加えることで、グレード感を増し、国内はもとより中国を初めとする海外からのツアー客の誘致にも弾みがつくものと思っております。

もちろんこうした未来戦略を着実に展開していくためにも、従前から積み残しされてきた課題の解決や、町民からのきめ細かな要望に対しても目くばせを行いました。

まず第一に、自然災害に万全を期し、安全なまちづくりを進めるために、長年の懸案であった西住地区等の浸水被害解消に向け、鷺沼排水路の整備を大河原町と共同で実施いたします。第1期事業として、大住地区を中心とした区域の実施設計を行います。また、槻木地区の五間堀川の浚渫や、槻木館前水門の改修を県に依頼し、槻木地区の冠水被害防止に努めるほか、局地的な浸水被害対策も進めてまいります。

第二に、安全で快適な教育環境の整備としては、槻木中学校の校舎改築工事を平成25年2月までに完成させ、また船迫小学校の大規模改造工事に着手するとともに、船岡小学校の大規模改造工事、槻木小学校、船迫小学校プール改築に向けて準備を行います。

第三に、安全なまちづくりとしては、新たに放射能対策を盛り込みました。また、町民の健康や体力づくりのきっかけとなるよう、7月29日、仙台大学を会場にNHKの「夏期巡回ラジオ体操」を開催いたします。さらに、身体機能の衰えや核家族化の進展で外出機会が少なくなった交通弱者のために、地域公共交通活性化協議会での協議などを踏まえ、デマンド型乗り合いタクシーの導入を図ります。

道路整備では、社会資本総合整備事業により、平成22年度に着手した町道槻木四日市場1号線、上名生3号線の改良が完了いたします。さらに、仙台市等への広域アクセス化を図るため、町道富沢16号線の道路用地取得と一部工事に着手いたします。

また、町民の憩いの場、交流の場となる公園については、社会資本整備総合交付金を活用し、ワークショップ等を開催しながら、船岡新栄4号公園や槻木生月公園を整備してまいります。

以上、今年度予算の新規事業や重点事業の概要を述べましたが、改めて大震災を教訓に、未来に備えるしなやかで強い社会インフラや、人と人が助け合って生きるソーシャルキャ

ピタル（社会関係資本）を築きながら、「創造力と交流連携」を基軸に、町政を一步も二歩も前に進めてまいります。

平成24年度の予算の概要を申し上げます。

国が示した平成24年度の地方財政対策では、地方財政の規模は総額で81兆8,700億円、対前年度比0.8%の減となっています。大震災の財政需要に対応する分は別枠で確保されるため、通常収支分と震災分に分けて整理されています。震災分の歳入歳出規模は1兆7,800億円で、通常収支分と合わせて地方財政計画の規模は2.2%増となっています。

地方税は0.8%の微増で、33兆6,569億円、地方交付税は0.5%増の17兆4,545億円、これによりわずかながら臨時財政対策債を縮減して0.4%減の6兆1,333億円とし、地方が自由に使える一般財源総額は0.2%増の59兆6,241億円と、前年度と同一水準を維持しております。

宮城県は、平成23年度の2倍となる1兆6,822億円のかつてない規模の予算を計上、このうち震災関連費は半分以上の9,048億円、ただしこの巨額予算の執行に当たっては、予算規模に見合ったマンパワーを確保できるかどうかという課題を抱えております。

柴田町では、災害復旧にかかわる18億円規模の復旧事業を繰越事業として整理したため、平成24年度当初予算は大きな復旧・復興予算を盛り込まない通常ベースの編成となりました。平成23年度予算規模を基礎水準としましたが、学校施設等の整備、幹線道路や市街地整備事業など大型事業への取り組みが始まることから、一般会計で対前年度比3.5%増の122億9,528万円の計上となりました。

歳入面では、町税は昨年度当初予算と比べれば約7,000万円の減額、特に固定資産税は評価替えの影響もあり、対前年度比1億3,000万円程度の減額となります。普通交付税は、国においては前年度同程度の予算を確保しておりますが、税収の動向を加味し、前年度から2%減の24億4,700万円を計上いたしました。交付税に準じる財源となる臨時財政対策債は、配分方式の見直しがあったものの、前年度実績額と同程度の6億2,000万円といたしました。財政調整基金等の準備基金については、平成23年度末で町債等管理基金と合わせて約8億円を確保し、前年度と同水準としましたが、平成24年度予算で3億3,000万円を繰り入れしておりますので、留保規模は約5億円程度となります。町債、借金は槻木中学校校舎改築事業に係る起債額が増加し、前年度比32.6%増の伸びを示していますが、これは総合計画の前倒しに基づくものであり、一時的な増加ととらえています。

歳出面では、主に投資的な事業に大きな予算を割いています。性質別予算で比較しますと、投資的経費として前年度13億9,350万円の事業に対し、本年度は19億7,730万円を計上し

ており、対前年度比41.9%の増となっております。特に今年度においては繰越事業予算で進める道路、下水道の復旧事業に全力を挙げるほか、放射能除染対策を視野に新たに予算費目を設定し、取り組みます。医療や介護に係る特別会計への繰出金の増額、社会保障に係る費用等についても、必要額を計上いたしました。その結果、四つの特別会計と水道事業会計を合わせた総額は214億2,364万8,000円、対前年度比2.4%の増となっています。

今後の中長期的な財政運営については、国や県の動向を的確に把握し、自治体財政の健全性を確保しながら、暮らしの安定や都市基盤の整備はもとより、将来に向けた持続的な地域経済の発展にも目を向けるなど、多角的な戦略に基づき展開をしてまいります。

次に、具体的な個別事業についてお話し申し上げます。

まず第1点目、美しい都市空間の整備ということで、いろいろ政策を実行してまいります。

一つは、快適な生活空間の整備ということでございます。

道路整備につきましては、震災後の道路復旧、66カ所の整備に全力を挙げるとともに、引き続き子供たちの通学路となっている町道船岡東43号線や、集落間を結ぶ町道入間田30号線の延伸を図るほか、船岡・槻木地区の劣化が著しい生活道路の改修にも取り組みます。

水道事業では、老朽管対策整備を船岡清住町地区、船岡新生町・若葉町地区、槻木館前地区、入間田屋敷沢地区、西船迫地区において実施し、あわせて施設管理運営に万全を期してまいります。

下水道事業につきましては、災害復旧事業を最優先に取り組みます。工事区域が広範囲にわたり、しかも下水道を供用しながらの工事となりますので、関係者と十分協議しながら実施します。老朽管の更新計画に伴う調査設計につきましては、引き続き下水道長寿命化支援制度を活用して実施します。

次に、歩きたくなる町並みの整備ということでございます。

船岡城址公園における里山ガーデニングや観光施設の整備、さらに「縦ノ木は残った展望デッキ」からの眺望は、町民はもとより観光客にも大変好評で、町内外から予想を超える来訪者を誘発するとともに、多くの町民にも健康づくりのためのウォーキングコースとして利用されるようになってまいりました。今後さらに魅力を高めるために、国の採択を受けた社会資本総合整備計画（市街地整備）により、船岡城址公園の遊歩道のバリアフリー化や北側園路の整備を進めます。特に（仮称）さくら連絡橋は、柴田町の観光を全国レベルに押し上げるシンボルとなるものでありますので、工事实施に向けた詳細設計に取り組みます。あわ

せて、一目千本桜の景観形成を図るための白石川堤外地環境整備の実施計画や、公園施設長寿命化計画の策定にも着手し、交流の場を整備してまいります。

さらに、本年度も引き続き住民との協働でオープンガーデンを開催し、来訪者を花や人の心でもてなしてまいります。こうした花のある美しい空間を花回廊で結びつけることで、町内外との交流を活発にし、市街地の再生を図ってまいります。

次に、環境問題でございます。

容器包装リサイクル法に基づく分別収集も始まりましたが、資源化率が上がらず、ごみの減量化がなかなか進まないことから、改めて循環型社会の形成に向けて、本年7月から家庭ごみの有料化に取り組みます。その際には、ごみ処理に係る現状を理解していただくために、行政区単位での説明会や、広報紙などを通して丁寧に住民に説明を重ねてまいります。

大震災に伴う原発事故により、現在においても放射能汚染に対する住民の不安が払拭されておられません。町は、文部科学省の航空機モニタリング調査では毎時0.23マイクロシーベルトを下回ったため、汚染状況重点調査地域の指定は受けておられません。比較的高い放射線量がある場所の除染を実施し、放射線量の低減に努めます。

また、一般町民を対象に食品の放射線濃度の測定を引き続き実施します。さらに、空間放射線量の継続的な測定を実施するとともに、結果を迅速に公表し、不安解消のため徹底した対応に努めます。

次に、農村空間の保全と里山景観の再生についてでございます。

少子高齢化が進み、担い手不足や農地の遊休化、連帯感が希薄になってきている農村集落の自治能力を高め、再び活力を回復させるために、農地・水・保全管理支援交付金事業に取り組みます。事業を実施するに当たっては、地区に職員を配置し、地区住民とともに集落機能の回復と農村の活性化に努めます。また、昨年引き続き里山ハイキングコースにおける案内板、道標の整備や、里山を案内する人材を育成し、農村と都市との交流によるエコツーリズムを推進します。

太陽の村につきましては、太陽の村交流拠点再生化計画を進めながら、柴田町観光物産協会と連携し、野菜づくり実践講座、そば打ち体験、米まつり、新そばまつり、農産物販売など、にぎわいのある交流広場づくりに努めます。

次に教育関係でございますが、学校教育につきましては子供たちが将来に夢や希望を持ち、困難に出会ってもみずから考え、判断し、行動できる「生きる力」の育成を図るとともに、世のため人のために尽くそうとする「志」を持って、社会において自分の役割を果たす

ことができる人間の育成に努めます。

第1に、地域とともにつくる学校づくりを推進します。町内全校で学校関係者による学校評価を実施するとともに、地域住民、保護者が一定の権限を持って学校運営に参画する学校運営協議会の推進も図ります。

次に、大震災を踏まえ、新たに防災計画の策定や避難訓練等を担う防災主任を全小中学校に配置し、防災教育の体制づくりに努めます。また、県の「学びの支援コーディネーター等配置事業」を活用し、夏季休業期間等に学習指導を行う「学びの支援員」を配置して、児童生徒の学力向上、学習意欲の向上を図ります。さらに「特色のある教育活動支援基金」により、学校の自然環境の整備と自然体験学習の充実を図ります。

また、いじめ、不登校などへの対応として、町内全校を対象に自立支援相談員を配置し、問題を抱える児童生徒を支援します。軽度発達障害を持つ児童生徒に対しては、生活介助や学習支援を行う特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。このほかに、小中学校の外国語指導のためのALT、学校図書館司書、スクールソーシャルワーカー、震災等緊急雇用対応事業による事務等補助員をそれぞれ配置し、学校に対する人的支援の充実を図ります。

次に、青少年の健全育成でございます。

学校、地域、家庭との連携を図りながら、青少年の活動の場としての環境整備や、子ども会等の活動支援及び育成に努めます。また、子ども会育成会との連携により、今年度も「子どもフェスティバル」を開催し、楽しい遊びや触れ合いを通じて創造性豊かな児童の育成に努めます。さらに、小学校高学年を対象に基本的な生活習慣を身につけさせる合宿通学事業や、野外体験事業等も実施します。

次に、生涯学習・スポーツ・文化活動でございます。

生涯学習面では、各生涯学習センターを拠点に、町民の生涯学習活動を支援するとともに、地域住民との協働によるイベントの開催に努めます。生涯教育面では、家庭、地域、学校が協働で子供たちを育てる環境づくり、住民の生きがいとやりがいづくりを同時に推進するため、文部科学省の委託を受けて「協働教育推進事業」の仕組みづくりに取り組みます。

スポーツ面では、幅広い年齢層の競技スポーツ、レクリエーションスポーツの推進に努めながら、住民の生きがいと健康づくりを支援する各種スポーツ教室を開催します。さらに、本年度は体育施設整備基本構想研究会を立ち上げ、体育施設整備基本構想の策定に着手します。

文化面では、町の自然、歴史、文化等に関する企画展や、郷土資料の調査・保護に努め、町外に広く情報を発信します。

柴田町図書館では、図書の充実を図るとともに、図書館調査研究会を立ち上げ、将来の本格的な図書館建設の調査研究にいよいよ着手します。また、新たに図書館検索システムを導入し、インターネットを活用することにより蔵書、貸し出し状況が検索できるようにいたします。

次にタウンセールスでございますが、町の魅力を広く町内外にPRするため、住民と協働で作成した「花のまちイメージキャラクター」や「町内の観光ルート」を活用しタウンセールスを展開するとともに、さらなる「花のまち柴田」のブランド化を進め、町の知名度とイメージの向上を図ります。

次に、安心ネット、地域防災の関係でございます。

まず、健康づくりです。健康増進、疾病予防に重点を置き、健康教室、健康相談、健康診査、食生活改善等の各種保健事業を実施し、町民の健康づくりを支援します。また、今年度は新たに大腸がん検診、肝炎ウイルス検診の無料クーポン事業や、食育イベントを実施するとともに、子宮頸がん等ワクチン接種費用の全額助成を引き続き実施いたします。さらに、健康づくり事業への参加を促進するため、「健康づくりポイント制度」の調査研究、町民の健康増進を図るため「第2期健康しばた21」や「第2期食育推進計画」の策定に取り組みます。

次に、地域医療の関係でございます。

地域・救急医療では、みやぎ県南中核病院においてことし4月から地方公営企業法の全部を適用し、企業長による新たな病院経営を予定しています。また、平成25年度に救命救急センター、腫瘍センターの運用開始を予定していることも踏まえ、地域の医療機関との役割分担、機能連携を図り、地域医療や救急医療の向上に努めます。

「だれもが安心して暮らせる福祉の推進」でございます。

障害のある人や高齢者が、住みなれた地域の中で健康で自立した生活が送れるよう、地域や家族、関係機関と連携しながら、福祉サービスの提供に努めます。

地域福祉につきましては、大震災を踏まえ災害時要援護者支援体制のさらなる充実を図るとともに、地域ぐるみで支え合う社会を目指します。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法のあり方が見直されている中で、成年後見制度サービスや相談支援体制の強化を図ります。

高齢者福祉については、新たに策定した高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の推進により、地域包括ケアシステムの実現に取り組むとともに、運動機能向上教室や口腔機能向上教室などの介護予防を実施いたします。

次に、子育て支援の充実ということでございます。

子供を安心して産み育てられるよう、子育て家庭のニーズを踏まえて、子育て環境づくりの推進に取り組めます。国の地域子育て支援拠点事業の中で、既に町が実施している「センター型」の事業に加えて、新たに「ひろば型」事業として民間の力を積極的に活用した「子どもの広場運営事業」を町単独の「地域子育て支援事業」として実施し、国の適用事業を目指した子育て家庭の交流の場の増設に取り組めます。

次に、子供の貧困問題や子育ての不安や悩み、またはDVの相談などの社会問題が深刻化しています。こうした問題を家庭や1人で抱え込むことがないように、新たに家庭児童相談員を配置し、専従的な体制を整備いたします。今後、子育て・子育て支援については民間団体やNPO等の力やネットワークなどを積極的に活用し、官民一体となって取り組めます。

幼児保育型児童館の廃止につきましては、平成25年度末廃止の計画目標に基づき、平成24年度前期に条例改正の提案を行います。廃止後の柴田児童館は私立幼稚園に、三名生及び西住児童館は学童型児童館とする計画で進めてまいります。

次に、地域防災力の向上でございます。

大震災を教訓に、防災対策では災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、住民等へ迅速に情報が伝達できるよう、昨年度全行政区に配備した防災無線に加え、町施設等にデジタル防災無線を整備いたします。また、優先開設避難所の設定と災害時における避難生活に必要な防災備品を充実いたします。

自主防災組織には、減災力の充実と強化、組織の育成に努めるとともに、引き続き消防団活動の支援のための消防団協力事業所表示制度をPRし、協力事業所の加入促進を図るなど、消防署、消防団、婦人防火クラブ連合会、事業所等との連携を図りながら、住民の防災意識を高め、火災発生の防止や消火活動に努めます。

冠水対策につきましては、西住地区等の冠水発生地区に常設ポンプや仮設ポンプを配備し、冠水解消に努めます。また、槻木地区では槻木四日市場地内用水路への分水門を設置し、四日市場排水機場への排水誘導をさせることにより、冠水被害の軽減を図ります。また、冠水常襲地帯については道路かさ上げ工事を実施するとともに、側溝の断面狭小や排水不良により槻木白幡地区等で一時冠水が発生していることから、土水路をコンクリート水路

に新設するなどの側溝整備に努めてまいります。

交通安全関係ですが、交通事故防止のため、警察、交通指導隊等と連携し、街頭指導や交通安全施設整備など、各種交通安全対策を行います。

防犯対策は、地域安全の向上を図るため、防犯実動隊を中心に防犯教室の開催や青色パトロール車によるパトロールなどを行います。

町営住宅につきましては、二本杉町営住宅建てかえ事業の北船岡町営住宅2号棟8階建て47戸の建設工事を継続し、平成24年12月完成を目指してまいります。

次に、地域循環型経済の推進ということでございます。

農業や商業の新たな活路開拓のために、地元産の農産物を有効に活用した地域ならではの地場産品の開発や販路、顧客の拡大を行うとともに、新たなサービスの提供を農商工連携のもとに取り組んでまいります。

昨年、新たな特産品として雨乞のユズを活用した特産品の開発に取り組みました。今年度は商品化に向けた取り組みを支援します。また、地元の特産品である花卉、鉢花とお菓子を組み合わせた商品販売など、付加価値を高めたブランド品の販売促進事業を展開いたします。観光物産協会では、団体や個人のものづくり活動を支援しながら、「しばた産業フェスティバル」での「農商工ふれあい市」の拡充を行い、異業種間のマッチングにも取り組みます。

地域産業の活性化につきましては、昨年度から農業者戸別所得補償制度が本格導入されました。今年度も地域間調整を活用し、調整水田や保全管理田など不作付地の解消に努めます。また、昨年度は原発事故に伴う米の放射性物質サンプリング調査が実施され、放射性セシウムはすべて不検出となり、出荷販売ができました。引き続き風評被害が懸念されることから、仙南市町が連携し、より安全安心な米を生産するため、平成24年度産米放射性セシウム吸収抑制事業を実施いたします。米以外の農林産物についても県等と連携し、放射能検査の強化を図りながら、安心・安全な食糧の供給に努めます。

花卉の振興につきましては、本町の花卉、鉢花は県内有数の産地として市場評価を得ていることから、引き続き鉢物ブランド化推進事業として出荷の際のフラワーラップ、ラベルのロゴマーク作成費を支援するとともに、花卉類新品種導入事業としてトルコキキョウの産地確立への支援を行います。

担い手不足や担い手の高齢化により、年々農地の受け手が減少しています。昨年、国が定めた「食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の一つである「人・農地プラン」

に取り組み、農地利用集積円滑化団体であるJAや農業関係機関と連携しながら、農地の受け手の育成や効率的な農地集積のため、集落ぐるみで地域農業の将来像を描く「地域農業マスタープラン」の作成を支援します。

担い手確保と農地集積の町独自の施策として、コンバインやトラクター等の農機具購入費の一部を助成する「集落営農水田担い手対策事業」を進めます。

畜産振興につきましては、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染病予防と、家畜衛生・防疫に努めるとともに、子牛質向上事業、粗飼料生産促進事業を支援します。堆肥や稲わら等の放射能汚染対策についても、県等と連携し、万全を期してまいります。

農業振興につきましては、昨年度からプロジェクトチームを組織し、「しばた食と農の町民条例」及び基本計画策定づくりに取り組んでいますが、今年度は策定委員会を設置し、条例、基本計画の制定を目指します。また、野菜づくり実践講座で野菜栽培農家の拡充を図りながら、柴田町産地消協議会を核として、柴田町観光物産交流館「さくらの里」、太陽の村、産地直売所、インショップを活用し、地元農産物の消費拡大に努めます。

さらに、農家の皆さんが安心して農林産物の生産ができるよう、大震災により甚大な被害を受けた用排水路を中心に、各種農業施設について柴田町土地改良区と連携し、復旧・復興に取り組めます。

林業振興につきましては、特定間伐の実施を促進し、森林の適正な整備を図るとともに、林道の維持、管理等に万全を期します。松くい虫、ナラ枯れなどの病虫害対策を引き続き実施します。

商業の振興につきましては、商店街マップを有効活用するとともに、元気で魅力のある商店街形成のため、中小企業者等金融対策事業により資金融資を行います。

まち中への集客力を高めるために、社会資本総合整備計画の推進や商店街事業、各種イベントの開催等を商店主、柴田町観光物産協会、柴田町商工会等と連携し、展開を図ってまいります。

また、大震災からの復興事業として、町独自の震災住宅改修補助事業に引き続き繰越事業として取り組み、個人住宅の財産保全と町内建設業関連分野の支援に努めます。

工業の振興では、交通、誘致環境などの優位性を生かし、企業誘致活動を展開するとともに、特に大震災に係る復興特区法に基づく民間投資促進特区制度を活用した企業誘致活動を図ります。さらに、既存企業の経営拡大、高付加価値化への支援に努めます。

次に労働・雇用対策ですが、大震災による被災者や、離職を余儀なくされた非正規労働

者、中高年齢者等の失業者に対して、国の雇用創出基金事業を活用した震災等緊急雇用対応事業を継続実施し、新たな雇用創出に取り組みます。

町内企業の雇用対策についてはハローワーク、金融機関、工場等連絡協議会、商工会、仙南地域職業訓練センター等との情報共有を図り、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金など、各種支援の情報を提供しながら雇用の拡大と安定に努めます。

5 番目でございます。住民参加と自治活動の実践でございます。

参加と協働のまちづくりを一層推進するためには、まちづくりの主役である住民一人一人の多角的な視点からの意見や提案などが反映される環境づくりが重要でございます。まちづくり推進センターを地域づくりの拠点として位置づけ、情報の発信・共有や人材の育成に積極的に取り組み、参加と協働によるまちづくりを実践してまいります。また、地域コミュニティ活動を推進するため、すべての行政区で地域計画が策定されるよう、説明会の開催、情報提供などを通じて、計画の策定やコミュニティの活性化が促進されるよう支援を行います。

次に、男女共同参画社会と人権啓発の推進でございます。

男女共同参画社会の実現に向け、昨年12月に策定しました「第3次しばた男女共同参画プラン」や、議員提案条例として可決された「柴田町男女共同参画推進条例」に基づき、住民や各種団体等と連携を図りながら、地域や社会活動への女性の参画の拡大を促すなど、あらゆる分野で一層の男女共同参画を推進してまいります。

人権啓発については、仙台法務局大河原支局と連携し、人権相談体制の充実を図るなど効果的な人権啓発を実施し、すべての住民の人権が尊重されるまちづくりを推進します。

行政改革の推進につきましては、多様な住民ニーズや質の高い住民サービスの提供に的確に対応するためには、人材の育成と専門性の高い組織力の向上が欠かせないことから、時代を担う人材の確保や、研修等による職員の能力や接遇のさらなる向上を図るとともに、職員の適材適所の配置により、さらなる活力と組織力の向上に努めてまいります。また、引き続き給与及び人事管理並びに給与制度の適正化を進めながら、職員の健康管理に配慮しつつ、第5次定員適正化計画を進めてまいります。

広報紙やホームページ、メール配信サービス等により、積極的な情報の提供を行います。また、町長へのメッセージや住民懇談会等により、広く住民からの意見、提案を町政に生かすために、広報広聴活動の強化に努めます。情報化については、第3次柴田町情報化計画に基づき、防災、健康、子育てなどの分野においてICT（情報通信技術）を活用し、住民サ

ービスの向上を図ります。

広域行政の推進につきましては、消防、ごみ処理事業などの広域行政については仙南地域広域行政事務組合と連携し、住民生活の向上のための事業運営を図ります。特に（仮称）仙南クリーンセンターにつきましては、平成28年度の完成を目指し、仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会で現在協議を行っております。

最後に、柴田町には震災の危機を乗り越え、さらに成長発展するための潜在力がございます。この潜在力をいかに顕在化させることができるかが、未来を切り開くかぎと考えております。時代の転換点を迎えている中で、これまでのように目先の問題ばかりに目を奪われ、未来への投資をためらっては、成長や発展は望むべくもありません。総合体育館、本格的な図書館、（仮称）子ども総合センター、（仮称）さくら連絡橋等に投資することで、新生柴田町の創造が可能となり、また新しい価値観や新たな文化が誕生することで、自立的な地域経済への好循環につながっていくものと考えております。

全国から一目置かれる、一段レベルの高い新生柴田町の創造を目指し、ステップアップを図っていきたいと思っております。このまま月並みの自治体に甘んじてはられないというのが私の偽らざる気持ちでございます。これからも常に時代の流れを先読みし、新たな志と構想力を持って、皆さんの先頭に立ち、率先して未来への道を切り開いてまいります。

ことは柴田町にビッグチャンスが訪れます。とにかく行動しなければ、飛躍へのチャンスはつかめません。ただじつと慎重に構えているだけでは、チャンスを逃してしまいます。今こそ大局的な視点と行動力が求められる時代はないのです。大震災を奇貨として、ピンチをチャンスに変えるために積極的にチャレンジし、震災後の先導役としての役割を担ってまいります。ぜひ未来への挑戦にお力をおかしく下さい。議員各位のご理解、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます、施政方針とさせていただきます。

○議長（我妻弘国君） お諮りいたします。施政方針に対する質疑は当初予算審議の際に総括質疑の中で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。

なお、総括質疑についてはその要旨を3月7日正午まで議長に提出されるようお願いいたします。

なお、3月9日、総括質疑を行います。

ただいまより休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第5 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは1番平間奈緒美さん、直ちに質問席において質問してください。

〔1番 平間奈緒美君 登壇〕

○1番（平間奈緒美君） 1番平間奈緒美、大綱1問質問いたします。

放射線被害に対する正確な情報提供と除染実施を。

福島第一原子力発電所事故が発生して、1年になろうとしています。国は昨年12月に「原子炉は冷温停止状態になり、原発事故そのものは収束した」と発表しました。しかし、原子力発電所からの放射性物質の放出がとまったとはいえ、汚染された警戒区域や避難区域に指定された地域の人々は生活の場を奪われ、ほかの地域での避難生活を余儀なくされたまま、いつ自分の家に帰宅し、もとの生活に戻れるか見通しが全く立たないという深刻な状態が続いています。

福島第一原子力発電所の地域よりはるかに深刻さの度合いが低いとはいえ、宮城県の県南地域においても放射性被害が広がっています。新聞やテレビでは、次から次へと不安を感じる報道が続いています。セシウム汚染米が白石市旧越河村地区で新基準値案の100ベクレルを超えたという報道や、2月11日には村田町の燃料用のまきから国の指標値である1キログラム当たり40ベクレルの18倍を超す730ベクレルの放射性セシウムが検出されました。さらに、まきストーブなどで燃やした後の灰の調査で、丸森町、白石市など4市町で管理型処分場に埋め立て可能な8,000ベクレルを超えたと環境省が発表しています。幸い、新聞には柴田町の名前は出ていませんし、柴田町の空間放射線量は一応指標値（年間1ミリシーベルト）以内におさまっているとはいえ、食べ物による内部被曝も心配され、小さ

な子供を持つ保護者の方々の不安はますます大きくなっています。

原子力発電所の事故による人体への影響については、仙南地域広域行政事務組合主催の研修会で聞いた東嶋和子講師の話や、東北大学の川島隆太教授のように、「今の線量ぐらいいところで暮らしていても、がんはふえない。逆に余り神経質になり過ぎてストレスが増し、かえってがんのリスクが高まる」という説を述べる方もいます。一方、子供たちを守るために南相馬市でみずから除染活動を続けておられる東京大学アイソトープ総合センター長の児玉龍彦教授や、「原発は要らない」と訴え続けている京都大学原子炉実験所助教の小出裕章氏のように、放射能の危険性を厳しく指摘する方もおり、全く評価が異なった論争が続けられています。放射能の真実はどうなのかわからなくなりますが、はっきりしていることは住民に提供されている情報はまだまだ不十分であり、保護者の不安感が解消されていないのも事実です。そこで、5点について質問いたします。

1) 宮城県では県内8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、指定地域の詳細な線量測定を実施した上で、4月から除染を実施すると発表されています。この8市町とは石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町の4市4町ですが、ここに最近亘理町が加わり、9市町になりましたが、柴田町はなぜ指定されないのでしょうか。放射能問題に関心を持つ住民から、「大河原町と柴田町でそんなに放射線量に違いがあるのか」と素朴な疑問の声を聞きました。どのように受けとめるのでしょうか。

2) 柴田町は他の自治体に比べて放射線対策が遅いという不満がありますが、これをどう受けとめ、これまでどのような対応をしてきたのでしょうか。

3) お知らせ版に町民の方が持ち込む食品の放射性濃度の測定を行うと通知されていましたが、申し込みの状況はいかがでしょうか。学校給食や保育所の給食をはかっていますが、その結果はどうなっているのでしょうか。

4) 県が丸森町筆甫、耕野地区で行った甲状腺超音波検査やホールボディーカウンターによる内部被曝検査で、健康に影響がなかったとして両検査の継続は不要と判断したことについて、納得しない町民が多いと報道されています。県に対し、継続して行うよう県南の市町が一丸となって働きかけてはいかがでしょうか。

5) 柴田町の空間放射線量は指標値以下ですが、より一層安全性を高めるために、子供たちが長く滞在する幼稚園、保育所、児童館、公園などで比較的線量値が高いところの除染を町独自でも実施すべきではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） 平間奈緒美議員から、放射能被害に関する質問が5点ほどございました。順次お答えしてまいります。

まず第1点目ですが、汚染状況重点調査地域に大河原町が指定され、柴田町はなぜ指定されないのかということです。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出されました、放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が平成23年8月30日に制定され、これに基づき国、地方公共団体が除染等の対応を行うこととされました。この法律に基づき、文部科学省の航空機モニタリング調査の結果などを活用し、毎時0.23マイクロシーベルト以上のある市町村が環境省の協議を経て汚染状況重点調査地域の指定を受けたようでございます。県内では、議員ご指摘のとおり石巻市、栗原市、白石市、角田市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町の8市町に亘理町が加わりました。平成23年12月28日に、汚染状況重点調査地域の指定を受け、今はこれらの市町村では法律に基づく除染の措置を講じることになります。

柴田町は、文部科学省の航空機モニタリング調査では毎時0.23マイクロシーベルト以下であり、条件を満たさなかったため、汚染状況重点調査地域に指定は受けませんでした。大河原町では毎時0.23マイクロシーベルト以上の面的な広がり地域があったものと思われ、国の指定を受けたものと思っております。

柴田町では、マイクロスポット的に0.23マイクロシーベルトを上回る測定値が出る地点はありますが、面的な広がり確認されておりません。今後、要件が緩和された場合、基準に従って申請をしてまいります。

2点目、放射線対策をどのようにやってきたのかということでございます。ちょっと長くなります。

柴田町では、平成23年5月9日から空間放射線量の測定を実施しています。毎日測定している場所が、役場駐車場と槻木生涯学習センター駐車場の2カ所で、土日、祝日も測定を実施してまいりました。また、生涯学習施設4カ所、野外運動場4カ所、学校施設等13カ所、児童福祉施設保育所、児童館8カ所、公園6カ所、集会所8カ所、合計45カ所で測定をしております。その情報につきましては、ホームページやお知らせ版で公表してきました。また、個人で測定を希望する方については、職員が直接自宅を訪問し、2カ所程度の測定を実施し、

測定値を本人に伝えております。また、これまで町独自でハウレンソウ、ツボミナ、原木シイタケの調査を実施しております。さらに、これは水道水ですけれども、学校施設のプールの水質検査や、学校施設、児童福祉施設及び公園施設の土壌検査を実施しております。水田土壌につきましては、県で測定を実施していますし、町の農産物の測定につきましても随時、大河原合同庁舎に検体を持ち込んで行っております。

食品検査につきましては、11月27日に消費者庁貸与により食品放射能濃度測定器を給食センターに配置し、学校給食や保育所の食材の測定を実施してまいりました。その後、1月12日に役場1階町民相談室内に移設し、学校給食等の食材の測定を実施しております。また、3月からは給食センターや保育所の食材のほかに町民の方々、特に18歳以下の子供がいる家庭を優先に食品の測定を実施しております。3月1日、実は阿武隈川でとれました白菜などが持ち込まれましたが、いずれも1ケタ単位の数ベクレル単位でございました。

また、放射能に関して正しく理解していただくための講演会を、放射能の専門家の先生を講師に招き、昨年6月と7月に2回実施いたしました。

また、まきストーブから出る灰については、町で収集している大河原衛生センターで再度燃焼してから白石市の最終処分場で処分することになるので、現在、行政区回覧でまきストーブやまきふろの調査を実施しております。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に対する損害賠償につきましても、宮城県南部6市町同様、柴田町も政府に要望しております。さらに、昨年12月末に県及び33市町とともに東京電力に対し、被害対策経費の一部について柴田町も損害賠償請求を行っております。

このように、他の自治体と同等以上の対応をしているものと思っておりますので、今後とも国、県及び関係機関と連携して、なお一層放射能対策に取り組んでまいります。

3点目、食品の放射性濃度の測定結果でございます。

町民の方々が持ち込む食品の放射性濃度の測定につきましては、2月から専従の職員1名を配置し、2月27日から予約を受け付けし、3月1日から測定を実施しています。3月1日現在、16件の申し込みがございます。学校給食や保育所の食材の測定結果につきましては、数ベクレル、1けた単位の数値で推移しており、随時保護者の方々あてにお知らせをしているところでございます。この測定器の下限値が1キログラム当たり30ベクレルであり、30ベクレル以下の測定値は正確でないので、あくまでも参考値として示しております。

第4点目、健康調査でございます。

県では、昨年10月に放射線被曝や甲状腺腫瘍学などの専門家で構成する宮城県健康影響に関する有識者会議を立ち上げ、放射線等による健康への影響や健康調査等の必要性について検討しております。県の有識者会議からは、2月14日に丸森町で行った甲状腺超音波検査、ホールボディーカウンターによる内部被曝線量の測定結果も踏まえ、放射線の健康影響に関する科学的な研究結果、県南地域における放射線の積算線量及び福島県におけるホールボディーカウンターによる内部被曝線量の測定結果から、科学的、医学的な観点からは現状では健康への悪影響は考えられず、健康調査の必要性はないとの見解を示されるとともに、今後の対応策として放射線に対する正しい知識の普及啓発、一般検診やがん検診の受診勧奨などについての提言があったようでございます。

また、福島県では子供の甲状腺先行検査が発表され、事故の影響は全く見られないといたしましたし、南相馬市でもホールボディーカウンターによる市民の内部被曝量検査を実施したところ、被曝のおそれはほぼないという結果を発表しております。

原発事故に伴う健康不安払拭への取り組みにつきましては、町としても機会あるごとに引き続き国の責任と判断において住民の健康への影響や対応方針等について早急に示すよう、県とともに国に働きかけを行ってまいります。

5点目、子供たちのいるところの除染を町独自でということでございます。

保育所、児童館、幼稚園等で毎時0.23マイクロシーベルトを超えるホットスポット的な地点について、今後、放射線量の低減化を図る町独自の対策を新年度から講じてまいります。汚染状況重点調査地域に指定されている市町村でも、除染に関しては4月以降になるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。許します。

○1番（平間奈緒美君） 町では毎日放射線量のモニタリングをしております、お知らせ版等にも月2回発表されているわけですが、地上1メートルの高さで測定しているのが中学校、地表から50センチメートルで測定しているのが小学校、幼稚園、児童施設、公園となっています。0.23マイクロシーベルトを超すホットスポットが、第一幼稚園が0.27、船岡保育所が0.25、三名生児童館が0.24、西住児童館が0.25、並松公園が0.3と、国で0.23マイ

クロシーベルトを越す値が出ているんですけども、これについてホットスポット的なものがあると先ほど町長おっしゃっていましたが、例えば第一幼稚園だったら1カ所だけではかっているのか、それとも全体的に第一幼稚園の敷地内の中で何カ所かをはかっているのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） ただいまの1点目の測定箇所ですけども、町民環境課ではかっているのは各施設1カ所ずつの測定ポイントでございます。

それで、今ホットスポット的なお話があったわけですけども、3月2日現在、一番直近のデータで0.23マイクロシーベルトを越えている地点は、現在では第一幼稚園が毎時0.26マイクロシーベルト、並松運動場が毎時0.25マイクロシーベルト、並松公園が毎時0.25マイクロシーベルト、ここ1週間では3カ所だけとなっております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 5月からはかっているの、大分数値的には徐々に減ってきているのかなというのは、このモニタリング調査の結果の中でも把握はできるんですけども、その中で一応50センチメートルと1メートルということで、幼稚園とか子供さんがいる施設に関しては50センチメートルではかっているということなんですけれども、1メートルではかかってないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 宮城県内すべて統一されておまして、中学校であれば1メートル、一般の空間放射線量は1メートル、保育所とか幼稚園であるとか、そういうところについては50センチメートルということがありますので、その定義に基づいて測定しております。1メートルでは行っておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 例えば幼稚園児、5歳児の男子の平均身長が110センチメートル、3歳児が85センチメートルから97.2センチメートル、1歳児が70センチメートルから79センチメートルと文部科学省の学校保健統計調査の中で発表されているわけですけども、もちろん幼稚園、児童館、公園など50センチメートルで国なり県なりではかるということになっ

ているんですけれども、やはり5歳児の身長を考えると1メートルは超えているので、1メートルではかるということは考えてはいないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今保育所、児童館で1メートルというようなことですが、現時点では50センチメートルという高さではかかっておりますので、今後マイクロスポット的に新年度において0.23マイクロシーベルトを超えたところの放射線の低減化を図るための除染措置もとりますので、そういう場合については再度細かくはかかってみたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 50センチメートルよりは1メートルになれば0.01マイクロシーベルトとか0.02マイクロシーベルトとか大分下がると思うので、数字的には心配することはないんでしょうけれども、やはり子供のいる施設に関してはより細かくはかるべきだと思うんですね。今お聞きしましたら1カ所のみということなので、何カ所か、汚染状況重点調査地域の環境の汚染状況の調査方法のガイドラインなんかでも、最低5カ所はかるというふうに明記されているんですけれども、町でこれから除染活動をしていく上で、町独自でやっていくということだったんですけれども、1カ所だけじゃなくて幼稚園なりの敷地内5カ所なりをはかるということは考えているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 確かに議員おっしゃるとおり、汚染状況重点調査地域等市町村、それについては除染計画を立てる場合についてはおおむね5カ所程度をはかってくださいとなっていますけれども、柴田町につきましては汚染状況重点調査地域にはなってございませんので、もしホットスポット的に0.23マイクロシーベルトを超えている施設であればそこは除染するという対応をしていきたいと思っております。あくまでも除染計画を立てる場合についてはそのようなことで5カ所をはかかって、毎時0.23マイクロシーベルトを超えた場合については国の補助の対象になるということですので、あくまでもそれは除染計画ということで重点地域がやる測定の仕方でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） やはり全体的に0.23マイクロシーベルトを超えているところが何カ

所か、第一幼稚園、船岡保育所、高い数値が出ています。特に雨どいの下とか側溝なんかははかれば高く出るはずなので、そういったところを重点的にはかって、除染する際の目安としていただきたいと思います。

大河原町の空間線量、もう出ていたのでちょっとそちらも見たんですけども、やはり全体的に余り変わらないのかなというのが出ています。大河原町と比較的そんなに線量的には変わらないんですね。公園なり小学校とか、出てるものに関してもそんなに変わらないんですね。先ほど町長の答弁でもありましたけれども、大河原町は面的な広がりがあったけれども、柴田町はスポット的な、面的な広がりはなかったと。でもやはりなぜ柴田町は国の示している汚染状況重点調査地域に入らなかったのかというのが町民の方が心配される場所なんです。それをもう一度、なぜ入れなかったのかというのを詳しくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 国の汚染状況重点調査地域に入る一つの条件として、先ほど町長も答弁していますとおり、文部科学省の航空機モニタリング調査で1メートル高で毎時0.23マイクロシーベルトを超えた地域がある市町村が対象ということで、それぞれ示されております。そこについて、大河原町もそのモニタリング調査結果では毎時0.23マイクロシーベルトを超えているとは認められておりません。柴田町も同様に0.23マイクロシーベルトを超えておりませんが、大河原町のほうに聞きますと、大河原町では大河原南小学校区のエリアが特に角田と隣接しておりますので、そのエリアが高いということで非常に住民の方々が心配しており、やっぱり測定につきましても詳細に出したところ面的広がりが確認されているということで、すべて町内全域を除染するのではなくて、あくまでも0.23マイクロシーベルトを超えたエリアを除染していくということで聞いておりますし、そういう面的広がりがあるので、全体ではありませんが今回指定を受けたというふうに聞いております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 個人的な考えですけども、やはり柴田町が汚染重点地域に入ってしまうと柴田町も汚染されているのかなと逆に心配になってしまうので、指定されなかったというのはある意味いいのかなどかなと思いますけれども、まず除染するに当たってはどうしても国の補助金なり、国が全部面倒見てくれるよということになりますので、そういった意味ではこれから町独自でやっていくということですので、ぜひ細かく調べていただい

て、特に高い数値が出ている第一幼稚園、船岡保育所など0.23マイクロシーベルトを超えているところに関しては徹底的に除染なりをして、通っているお子さん方が将来安心して大きくなれるようお願いいたします。

それでは、放射能問題で今まで何か町に寄せられた不安な声とか、もしあったらお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 不安な声ということで、毎月町の広報しばたお知らせ版で空間放射線量についてはお知らせしております。また、今までの中で多かったのは食品検査というものがまだできておりませんでしたので、やはり食の安全に対する懸念というのがありましたので、今回3月1日から食品検査を実施してまいりますので、特に18歳以下の小さなお子さんをお持ちのご家庭の方々からそういう不安の声がありまして、3月1日から実際に食品検査を実施しておりますが、ほとんど1けたで、3月1日、2日、まだ2日間の結果ですけれども、住民の方々はその結果から非常に安心してお帰りいただいております。特に毎日食べている米を持ち込む方が多く、結果から安心して食べられますということでお帰りになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 食品については後で質問させていただきます。特に内部被曝ですね。食べ物に関する質問が多かったということで、町ではそういった検査をするということで、本当に2歩も3歩も前進しているのかなと私は感じております。

校庭の除染に関してなんですけれども、船迫小学校のPTAで除染活動をしたと聞いております。それは町としては把握していたのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 船迫小学校のPTAの皆さんが学校の雨どいの下とかのコケとか、それから土について除染をしていただいたということは教育委員会では知っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） では、その除染した土、側溝の泥とか、そういったものはどうされたんでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） 車両センターのほうに持っていきまして、車両センターのほうで放射線が染み込まないような形で今ストックしている、埋めているというような状況でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 1番（平間奈緒美君） 除染活動をして、線量的には下がったということで把握してよろしいでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） 除染をすることによって、特に雨どい下のコケとか側溝清掃をすることによりまして、放射線量は大分下がっているというような状況でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 1番（平間奈緒美君） 聞いたところによる話なんですけれども、柴田小学校の校庭の水はけ対策の工事をするために、一たん表土を削ったそうですね。それで放射線の値が下がったということで、こちらの空間放射線量の結果の中にも下がっていたという数字が出ていたんですけれども、それはやっぱり表土を削ったから下がったということでよろしいでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） 現在、柴田小学校の校庭につきましては整備を実施しております。それで、0.19マイクロシーベルトぐらいあったものが、重機で土を削ることによって0.08マイクロシーベルトという、半分以下ぐらいの数値になっているというような状況です。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 1番（平間奈緒美君） この結果も見るとおり、表土を削ることによって線量が下がるというのはもう明白になっているわけですから、やっぱり子供たちが長時間いる施設では除染することの大切さというのが結果として出たということなんですけれども、先ほど集めた土とか側溝の泥とかは車両センターのほうに持って行ってしているということなんですけれども、最終的にはそれはどういう形で、ずっとそこに置いておくわけではないですよね。伺います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（佐藤富男君） 今回の除染された土についてなんですけれども、最終的にこ

これらの土については県と協議をしながら、国が責任を持って30年以内に処分すると言っていますけれども、これは福島県のことは明確に言っていますが、福島県以外については明確な答えをしておりませんので、この件については今宮城県内の、亘理町も含めて9市町村が除染計画を立てておりますけれども、まず各重点地域の市町村にお話しされていることは、各市町村で一時仮置き場でストックをしてください、その後国の責任において処分していただくように要請をいたしますというのが県の今の回答でございます。それと同様に、町でも0.23マイクロシーベルトを超えるようなポイントでの土が出ているのであれば、その処分についても県と協議を進めながら、ほかの重点地域と同様に国の責任において処分できるように要請してまいりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） わかりました。集めている土なので、どうしても線量的には高くなると思うんですけども、実際集めた土、泥とかをはかっているのでしょうか。もしはかっていたらその数値がどのぐらいなのか、わかればお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 町民環境課自体としては、そこについては測定は実施しておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） わかりました。多分高いと思いますので、一度はかってみるべきかなと思います。埋めているということなので、実際には外には出ていないと思うんですけども、やはり集めたところは線量が高くなっていることは事実ですので、やっぱり上からでもはかってみて、安全なレベルを確認していただきたいと思います。

あと、除染方法についてなんですけれども、除染をするために先ほど柴田小学校で表土を削って下がったという方法と、あと表面の土を削って下層の土と入れかえる方法というものがあるということを、内閣府の原子力被災者生活支援チームで除染カタログというのを出している中で、やり方です、表土の削り方、除染の仕方というのが載っていました。それによると、上下層の土を入れかえることによって放射線量率の低いところでは除去物の保管場所をほかに必要としないということから推奨されているということも書いてありましたので、ぜひどこかに運ぶのではなくて、そういった方法もあるということも確認していただければと

思います。一応町では全部はぐという形でやるのか、それともそういった除染カタログ、技術カタログというのものもあるんですけども、そういった上の土と下の土を入れかえる方法でやるのか、ちょっと方法論だけお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 除染の方法には、今議員からお話あったとおり、表土をはぐ方法であるとか、天地がえする方法であるとか、または草刈りをする方法とか、いろいろな方法があると思います。これにつきましては、除染の方法をどのようにやったらその施設のところでより効果があるのか、さらに今後出てきた除染の土の保管の問題もありますので、効率的に除染ができて、余り保管場所を使わないような方法なども、現在宮城県におきましては県の職員で除染支援チームというのをつくっております。その除染支援チームは、汚染状況重点調査地域の9町村以外の各市町村のホットスポット的なところの除染についてもアドバイスするということがありますので、県の除染支援チーム、さらには最近東北大の先生を専門のアドバイザーに委嘱したということも聞いておりますので、専門の除染支援チームまたは県で委嘱している先生を通じての除染のあり方、そういうものを情報入手しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ぜひ県と連携をとって、進めていってほしいと思います。

給食について伺います。

牛乳の残量というのがこのところふえているというふうには聞いているんですけども、実際小中学校、幼稚園、児童館、保育所、各担当で把握している数をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 牛乳につきましては、保護者の方が放射能について心配だということで、今現在7名の方が牛乳をストップしているというような状況です。ただ、学校内で子供が牛乳をどのくらい残したかという残量等については、ちょっと今のところ把握はしておりません。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 牛乳の件につきましては、保育所のほうで保護者からの申し出でとめているという報告はありません。

- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 1番（平間奈緒美君） では、とめてはいないけれども飲んではいないということは把握はされていないのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 提供しているもので飲み残しというのはないというふうになってございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 1番（平間奈緒美君） わかりました。町で給食等の測定が始まりまして、毎日給食に使う食材について、11月28日からネギ、キャベツ、お米ということで数字が発表されるようになって、あとは給食全部まぜたものを数値が幾つですよということを保護者の皆様に公表しているんですけれども、それについて何か保護者の方からご意見等ありましたらお願いいたします。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） お知らせを保護者の方に3回、これまでしてきたんですけれども、保護者からは四、五件電話等をいただいております。内容については、「お知らせを配布されることによってかえって心配になる」というような問い合わせもございました。これにつきましては、厚生労働省の基準案と測定結果を比較いたしまして、安心していただくようにお話ししております。また、反対に「お知らせで産地とか参考値ではありますが数値を示していただくことによって安心できる」というような保護者の方もいらっしゃるというような状況でした。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 1番（平間奈緒美君） 私が聞いている中では、「数字が細かく出ていることによって逆に心配」だという保護者の方もいるのはいるんです。せっかく前のほうに一応数値で安心なレベルですよということで報告されていることなので、できればこの1面の中で安心だということを示してもらえると……。表の文章を読めばもちろん把握できますし、理解はできるんですけれども、どうしても裏面だけ、数字だけを見て「えっ」となってしまう保護者の方もいると聞いています。ぜひそういうところをつくるときにもう少し……。つくるのにもとても大変ご苦労されたと思います。どこまで載せていいんだとか、そういった意味ではご苦労

されていると思うんですけども、載せることによって保護者の方の安心感も出てくると思
いますので、ぜひそれは検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） お知らせの出し方については、よりよい方向に改善してい
きたいと思いますので、その辺は保護者の方に安心していただけるような方法で次回からは発
行していきたいということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ぜひお願いいたします。でも、逆に「産地がわかることでお買い物
するときの目安にもなる」ということも聞いております。ただ、どうしても数字が出てしま
うと数字だけがひとり歩きしてしまうということもありますし、かえって風評被害を招くお
それもありますので、ぜひそこら辺のご配慮をお願いいたします。

それでは、子供の施設の除染について先ほどから何回も伺っているんですけども、具体
的なことをちょっと聞いていきたいと思います。

先ほど町長答弁で、予算措置をしていくということでしたけれども、例えば除染の順番、
どこからしていくとかというのがもし決まっていたらお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 除染に関する費用につきましては、平成24年度の当初予算で
放射線対策費という新たな目を設けまして、この中で除染委託料300万円というのを計上さ
せていただいております。

除染の順番というのは現時点ではまだ決めておりませんが、あくまでも0.23マイク
ロシーベルトを超えるようなところ、特にその中でも放射線量の高いところからやっていく
ようになるのではないかと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） まず予算が300万円と予算書にも載っていたので、300万円というの
はわかったんですけども、それは4月以降から始めるということによろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） ほかの町村も同じなんですけれども、今汚染状況重点調査地
域の町村は現在3月末までに除染計画を提出して、4月以降に除染をするということであり

ますので、柴田町は汚染状況重点調査地域には入っておりませんが、その町村同様に4月以降に0.23マイクロシーベルトを超えるようなホットスポット的なところについては、特に小さなお子さんがいるような施設を優先に除染を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） では4月以降からということ。

しつこいようですけれども、順番はどのようなことで考えているのか、もう一度お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 特に一番は小さなお子さん、幼稚園とか児童館、保育所とかとありますので、小さなお子さんがいる施設を最優先にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） わかりました。まず本当に小さいお子さんがいるところから優先的に、一日も早い除染をしてください。お願いいたします。

では、300万円という予算なんですけれども、大体1カ所に幾らぐらいかかるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） まだ除染の方法とか詳しく定まっておらなかったもので、測定ポイントとしては0.23マイクロシーベルトを超えるところが大体五、六カ所ありましたので、6カ所ということで1カ所50万円で合計300万円ということで、予算を計上させていただいております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 足りなかった場合はどうするのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 足りなかった場合については、補正で対応しなければならぬと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君）ではさらに補正なりで対応していただけるということで、今の6カ所以外にもまだ高いところが出てきたら対応していただけるということで。はい、わかりました。では300万円ではない、もっとつくということですね。やはり最終的には子供さんのいる全施設に関しては0.19マイクロシーベルトとか低いところもありますけれども、例えば西住児童館とか西船迫保育所など、0.23マイクロシーベルトよりも低いところですが、部分的にはかかったら高く出る場所もあると思うんです。そういったところもいずれはする、測定をして除染していただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君）現時点では定点測定ということで、どこの町村も同じなんですけれども0.23マイクロシーベルト以上のところを除染するという計画でありますので、町としては今の定点測定で0.23を超えたところのみの除染というものを考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君）町長に伺います。子供の施設で0.23マイクロシーベルトを超える第一幼稚園、船岡保育所などありますけれども、それ以外にもやはり細かくはかるとまだまだ高いところはあると思うんですね。1カ所だけしかはかっていないということですので。やはりそれは町として、特にお子さんのいるところは必ず除染していただける、補正予算をつけてでもするというを私は考えているんですけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君）0.23マイクロシーベルトというのが今基準になっておりますが、とにかく放射能をゼロにすることはできないという大前提がございます。それから、1年たっても空間放射線量は0.11マイクロシーベルト、これが減らないと。ですから0.11マイクロシーベルトというのが私は最低基準ではないかなというふうに思っております。ですから、0.23マイクロシーベルトを超えるところはすべて除染をしまいたいというふうに思っております。ですから、マイクロホットスポット的なものがもし発見されましたら、その部分についても除染をやっていくということにしたいと思っております。その経費につきましてはどのぐらいになるか想定は難しいんですが、一応そのかかった経費については東電に賠償請求していきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 一日も早く、特にお子さんのいる施設に関しては除染をしていただきたいということと、あとはやはり予算をつけて除染をしていくわけですから、一応50万円で見ていくということなんですけど、絶対足りない場合も出てくると思いますし、今後のことも考えてぜひ町としても、柴田町は安全だよというところをいろいろな意味で示していきなと、住んでいる方の安心・安全にもつながりますし、変に怖がることはないと思うんですね。柴田町は全体的に見るとそんなに線量も高くありませんし、食品に関しても線量も高く出ているわけではありません。ただ、そういった意味でもっと町でもPRをしていって、高いところは除染しますよというところをアピールしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて1番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

次に、11番大坂三男君、直ちに質問席において質問してください。

〔11番 大坂三男君 登壇〕

○11番（大坂三男君） 11番大坂三男です。1件質問いたします。

総合こども園への移行策と乳幼児医療費助成の拡大策を示せ。

政府で検討されてきた子ども子育て新システムの概要が明らかになってきました。

導入の時期は当初予定していた2013年よりおくれ、消費税との絡みもあって2015年から新システムが施行されることになったようです。

今回で大きく変わるのは、学校教育や保育、さらに家庭における養育支援を一体的に提供する施設として、総合こども園ができることです。ゼロ歳児から2歳児を受け入れる乳児保育所以外の保育所は、3年程度で総合こども園に完全に移行させるとしていますので、柴田町の保育所のあり方も大きく変わることになります。

新システムの法案化に当たって、今まで詳細がわからなかったことから、反対の意見や慎重論が各自治体や保育団体などから出されています。しかし、近年の子育ての環境は大きく変化し、共働きをしている家庭、産後休暇、育児休業中の家庭、1人で乳幼児を育てている家庭、そしていわゆる専業主婦家庭などさまざまであり、これまでのように保育に欠ける子は保育所、保育に欠けない子は幼稚園にといった二者択一的な制度だけでは、利用者のニーズにこたえ切れなくなってきました。子ども子育て新システムは、教育と保育の一体化を軸にした手厚い子ども子育て支援策で、母親らが子育てをしながら働ける体制をつくり、子供には未来の担い手として健やかに成長する日々を保障するという理念のもとに、政府の社

会保障計画案に盛り込まれたものです。

子ども子育て新システムの導入によって、待機児童の解消や幼保一元化による保育サービスの充実、放課後児童対策の拡充がなされれば、子供の成長を担う家族の負担を社会全体で分かち合える環境づくりに向けて、一歩前進となるのではないかと思います。今後、国会に（仮称）子ども子育て支援法案及び（仮称）総合こども園法案等が提出されることとなりますが、柴田町においても今後の幼児保育や幼児教育、家庭での養育をどのような方向に持っていこうとするのか、全体像を示すべきときが来ているのではないのでしょうか。子ども子育てに関する施設やサービスは、民間も公立もすべて保育教育資源であるととらえて、行政や民間事業者、NPO、保護者や保育者、そして地域の人たちが協力して、日々成長する子供たちの姿を喜びと受け取れるような社会づくりを柴田町が率先して進めるべきであると思います。

本会議において、これまでの子育て支援についての議論を振り返りますと、これまでも同僚議員から子育てをしている当事者の悩みを代弁する形で子育て環境の充実や改善について多くの意見や提案がなされ、また一方で行財政改革の観点からも議論がされてきております。まず保育サービスの充実ということでは、病児病後児保育や家庭的保育、保育ママ事業です、それからファミリー・サポート・センター等についての提案や議論がありました。二つには、子育て中の経済的負担を軽くするために乳幼児医療への対象年齢の引き上げの提案もなされております。三つには、少子化に伴う民間幼稚園や幼児型児童館の定員割れ、公立と私立幼稚園との利用料金の格差に対する不満の声の増加などを踏まえ、法律に基づかない柴田町独自の幼児型児童館の見直しの必要性も議論されてきました。そこで、改めて次の3点について伺います。

1) 柴田町の子育て支援サービスについて。

柴田町の子ども子育て支援活動は、多くの子育てサポーター等のボランティアやNPO、地域の支援、さらに子育て中の母親を中心とした自主サークルの運営など、民間の力によるところが大きいと聞いております。こうした力をさらに引き出すためには、子育て支援の拠点整備が必要であるし、担い手として民間活力のさらなる活用も必要であると思います。

①町長は、広報しばたの新年のあいさつで、（仮称）子ども総合センター基本構想策定事業を新規事業として掲げております。この子ども総合センターの概要や設置時期、設置場所、予算等について具体的にどう考えておられるのか伺います。

②先進自治体では、民間の柔軟な発想や人的ネットワークの広さといった特徴を生かし

て、行政と連携しながら子育てサービスを展開しているところが多いです。柴田町も民間活力を積極的に活用し、ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブ、さらに今回構想が想定される子ども総合センターについても、NPO等への委託を考えるべきではないか。その際に隘路となることがあるとすれば何でしょうか。

③事業を委託するに当たっては、新たな財源が必要となります。国では、地域における子育てサービスについては年少扶養控除の廃止によって平成24年度以降の地方の税収増が見込めるので、その活用を暗に促しているとの情報があります。柴田町では、年少扶養控除の廃止による税収をどの程度見込んでいるのか。

2) 乳幼児医療の助成について。

①乳幼児医療への助成拡大については、強い要望が出ております。仙南2市7町を見ても、通院・入院とも中学生まで無料としている自治体が多い。こういった社会保障に関しては、財政的理由で自治体間に格差があってはならず、本来国や県が積極的にかかわり、全国一律にすべきだと思うが、国や県への働きかけは行っているのか。

②全国に比較して、宮城県の助成水準はどのレベルにあるのか。また、宮城県での柴田町のレベルはどうでしょうか。

③子供たちは町の将来を担う大切な地域の宝である。人口減少をストップさせるためにも、柴田町は中学校まで通院・入院ともにほかの自治体と同じように無料にすべきではないか。

3) 幼児型児童館の廃止について。

①子ども子育て新システムの導入のもとで、3保育所、第一幼稚園、幼児型児童館の見直しが行われることとなりますが、今後の柴田町の幼児保育や幼児教育をどう見直す方針なのか。

②幼児型児童館は平成25年度末に廃止されることになり、その後の対応について平成23年8月19日の全員協議会で二つの移行案が示されましたが、その後移行案は決定したのか。決定したのであれば示してください。

③文教厚生常任委員会では、移行案が決定した場合に関係者への丁寧な説明を行うよう指摘していますが、どうなっているのか。利用者と関係者の反応はどうか。

④民間幼稚園へ行くとなると利用料金が高くなると保護者が心配しております。この保護者の不安や不満に対して、激変緩和策等の町からの支援策は考えているのか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） ただいまから休憩いたします。

再開は1時からといたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

11番大坂三男君の質問に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大坂三男議員、子供に関して3点ほどございました。

まず1問目、子育て支援サービスについてでございます。

子ども総合センターにつきましては、柴田町の子育て支援の拠点施設と位置づけ、大型の児童センターと子育て支援センターを合築し、子育て支援を充実した複合施設を想定したものでございます。

概要につきましては、子育て支援センターを併設している船迫児童館の育児支援活動をさらに充実させた施設として、大型の児童センターを計画していく考えであります。設置場所については、老朽化した船迫児童館の建てかえを行うものでありますが、大型の児童センターの合築施設を想定しておりますので、ある程度の面積を備えた敷地が必要となります。住民の意見や、児童が自分で通えることなどを勘案しながら、立地場所の検討を行ってまいります。

また、予算や設置時期については、新年度において構想策定を行いながら、該当する国県の予算や補助メニューの動向や、町財政の一般財源の確保の見通しなどを考慮し、平成25年度以降に実施設計、施設整備を計画していく考えであります。

2点目、子育て支援事業をNPO等への委託を考える際に隘路があるとすれば何かということでございます。

本町では、専門的な技術や知識を持つ民間の活力を導入したほうが費用対効果や効率性が認められる場合や、より身近で地域に密着したNPO法人や住民団体などの住民活動団体が実施することにより、協働や住民参加の施策目的が達成され、町民サービスが向上する場合には、積極的に民間委託や指定管理者制度を導入しているところでございます。

子育て支援サービスにおいては、民間委託の受け手となるNPO法人等や公益活動を行う

団体において必要な技術や知識の蓄積と、先進的な団体との連携により、受託能力の向上が図られ、行政サービスの提供を代行できる活動団体としての成長を実感しているところでございます。

一方、民間委託により子育て支援業務を円滑に実施していく上での隘路としては、一つに児童福祉施設最低基準や各事業ガイドラインなどで規定されている児童厚生員や放課後児童指導員など職員の資格や人員の配置基準など、規定された条件を満たすことがあります。

二つに、安全性の確保や事故発生時の責任所在の明確化、三つに事業の安定性や継続性の確保が求められます。民間委託へ移行する際には、児童が混乱しないためにも十分な準備期間と、保護者の意見や要望を反映させながら進めてまいります。

3点目、年少控除の税収関係ですが、平成22年度の税制改正で見直しが行われ、年齢16歳未満の年少扶養控除の廃止や、年齢16歳以上19歳未満の扶養控除上乗せ部分12万円を廃止して、特定扶養控除の額が33万円とする内容に改められ、個人住民税は平成24年度からの適用となったものです。この廃止による税収の見込み額はおよそ8,500万円程度になるものと試算しております。

次に、乳幼児医療の助成関係でございます。

1点目、国や県への働きかけでございます。

本年1月、宮城県南サミットが開催された際、知事に対して乳幼児医療の助成対象年齢の拡大について要請を行いました。知事の回答は、「財政に余裕があれば出したいが、今は復興の財源を最優先しなければならないので生み出せない」というものでございました。国に対しては、全国知事会を通して要請を行っております。

2点目、宮城県や柴田町の助成水準レベルです。

宮城県の現在の助成対象年齢は平成14年に制定したものであり、入院が小学校就学前まで、通院が3歳の誕生日までとなっております。平成23年4月現在における都道府県の状況は、38都道府県が通院に対して小学校就学前まで助成していますが、宮城県を含む4県は3歳未満までとなっており、宮城県の助成水準は全国でも最も低い水準となっております。

県内市町村の状況ですが、平成23年10月現在、全市町村とも入通院は小学校就学前まで助成しております。小学校就学以降の助成対象年齢は年々拡大を続けているところですが、中学校就学前まで入通院を助成しているのは12市町村、高等学校就学前まで、つまり中学校全部の入通院を助成しているのは6市町村となっております。当町の助成対象年齢は平成22年に制定したものであり、入院が中学校就学前まで、つまり小学校が無料ということです。通

院が小学校就学前までとなっております。

3点目、他と同じように無料にすべきではないかということでございます。

子ども医療費助成は、子育て支援の重要施策と考えております。子育て家庭における医療費にかかる経済的負担を軽減するため、入院については平成24年10月から15歳に達する日の属する年度の末日まで、言いかえれば中学生まで自己負担分について無料にしていきたいと考えております。通院に係る助成の拡大につきましては、まちづくり全般に係る各種事業と財政状況等を勘案しながら前向きに取り組んでいきたいと考えております。

3問目、幼児型児童館の廃止についてでございます。

1点目、子ども子育て新システムの導入により、今後の柴田町の幼児保育や幼児教育をどう見直す方針なのかという点でございます。

平成24年1月31日に子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム第20回会合において、子ども子育て新システムに関する基本制度取りまとめが策定され、平成25年度から導入される新たな子育て施策が明らかとなり、幼保一体化施設として総合こども園とすることが明記されました。国からは、消費税を10%に引き上げる平成27年度から現行の保育所を総合こども園に3年以内に移行させるとの方針が示されました。本町においても、今後は保育に欠ける児童も欠けない児童も公平に幼児教育や保育が受けられるよう、私立幼稚園や関係機関と協議し、総合こども園への移行を検討してまいります。

2点目、3点目、全員協議会に二つの移行案が示されたが、その後移行案は決定したのか等でございます。

8月19日の全員協議会で提示した二つの案を基軸として、町では10月5日に行政区長会での計画案の説明、10月11日に町内3私立幼稚園長との意見交換会、10月26日から28日の3日間で柴田、三名生、西住児童館の保護者への説明会を開催し、二つの案をもとに意見交換を行い、出席者からはさまざまな意見をいただきました。

幼稚園長との意見交換では、事業廃止決定について評価をいただき、廃止後の児童の入園について最大限の協力をすることなど、話をいただきました。

また、保護者からの意見としては、3児童館での幼児保育事業が同時に廃止となることについては理解をしていること、廃止後の私立幼稚園への入園に対し送迎バスが運行していないことへの不安等の意見がありました。一方で、児童館の保護者からは「廃止後の計画が決定していない段階で説明会をされても、どのようになるのか不安である」との意見もありましたので、説明会の意見などを踏まえ再検討した結果、第1案、第2案の折衷案として幼児

保育型児童館廃止後の入所対象児童は町内幼稚園に入園していただき、柴田児童館は施設貸与を行い私立幼稚園の運営に移行します。三名生及び西住児童館は、自由来館型の本来の学童型児童館として運営し、地域の中の身近な集える場所として、また子育て相談や情報提供を行い、地域の子育て家庭への支援を行います。さらに現在、生涯学習センターや公民館で実施している放課後児童クラブを児童館で運営を行うとした計画でございます。

平成24年2月8日から10日の3日間に、24年度児童館一日入館時に新規入館児童の保護者を対象として新しい案の説明会を実施いたしました。また、2月23日から29日の4日間で町内4カ所において幼児保育型児童館廃止後の計画についての説明会を、子育て世帯や町民が出席しやすい夜の時間帯で開催いたしました。参加された方々からは、費用負担や通園方法など、廃止後の対応策として私立幼稚園就園奨励費補助制度や送迎バス運行について意見要望がありましたが、幼児保育型児童館の廃止とその後の対応計画についてはおおむねご理解を得られたのではないかと考えております。

4点目、民間幼稚園の料金が高くなることへの激変緩和措置でございます。

児童館での保育料は月額6,800円で、年間8万1,600円となっております。一方、町内私立幼稚園の保育料は平均1万6,000円となり、年額19万2,000円になります。私立幼稚園に就園する町内の児童の保護者へは、保育料の負担軽減を目的に柴田町私立幼稚園就園奨励費補助金が住民税課税状況に応じ助成されております。平成23年度は対象児童数が260名となり、補助金総額は2,522万7,000円となっております。児童1人当たりでは4万6,800円から21万5,600円の助成を行っております。幼稚園就園奨励費補助においては、世帯の所得に応じた助成となっており、また多子世帯への負担軽減措置などが講じられていることから、私立幼稚園へ入園した場合、児童館保育料と比較して一律にすべての保護者の負担が増額となることはございません。今後も国の現行制度に基づき、負担軽減制度を継続し、助成してまいります。

以上でございます。

- 議長（我妻弘国君） 大坂三男君、再質問ありますか。許します。
- 11番（大坂三男君） ちょっと順序が逆になるかもわかりませんが、まず入院・通院の医療費補助の話なんです、今の答弁ですと入院について現在中学校就学前、いわゆる小学校6年生まで助成しておりますが、これを24年10月から中学校までとしたいという答弁をいただいたと思います。10月からというのはどういうことなのかお伺いします。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 受給者証が10月から9月までの期限になっているんです。それが10月になっているというのは、10月までの間に所得が確定するという事で、所得制限の関係でその判定をするという意味から、10月ということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） そうしますと、この部分で対象人数がどのぐらいなのか。実際予測される入院者数、実績等から推定できると思うんですが、その辺がどうなのか。金額的にどのぐらいの財源が必要になるのか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 金額的には約300万円を見込んでおります。

○議長（我妻弘国君） 人数。

○健康推進課長（大場勝郎君） 試算の件数なんですけれども、入院で23件という試算をしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 入院のほうはわかりました。通院のほうなんですけれども、これは今小学校未就学までということでございますが、これについても先ほどの答弁の中にもあったように結構進んでいる自治体も多くて、柴田町は中くらいなのか、真ん中よりもおこなっているほうなのか。結構このごろ新しい年度を迎えるに当たって、あるいは去年あたりから新聞にいろいろ、仙台市は小学校3年生までとか、角田市は、白石市はどうかと載っていますので、大分状況が変わってきているのかなというふうに思いますが、どうなんでしょうか。柴田町は県内で、さっきいろいろ報告はありましたけれども、ざっと仙南地域ではどのような……、ちょっとおこなっているのではないかというニュアンスで私とるんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 仙南地域では実は格差が出てきまして、ことしの4月からの状況を考えますと中学生まで入通院を実施するところが七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町の4町となっております。それから小学生まで入通院を実施しているところは角田市、蔵王町でございます。そしてその下のランクといいますか、それが白石市と柴田町、大河原町ということになるんですが、白石市につきましてはことしの4月から中学校まで入院のみ拡大をしております。それから大河原町については変則なんですけれども、一部負担も取りながら中学校までというようなところでやっております。そういうことで考えますと、

柴田町が前は高かったんですけども、今現在で考えますと一番低いランクになってしまったという現状でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 一番低いランクというのは非常に困ったことなんですけど、そういった意味で中学校の入院というのはぜひ実施するというので、よろしいんですけども、小学校の通院ですね。これは段階的にでも、例えば3年生までとか、その後に小学生全部、それから中学生とか、段階的に実施しても可能なのではないかなというふうに思うんですけど、これも対象人員あるいは金額はどの程度……、例えば小学生全員、中学校未就学までというようなことを考えた場合に、どのような推定をされますか。人数と金額。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 小学生まで入通院を全部した場合、これからアップする金額なんですけども、約2,800万円ほどかかります。そして、試算の件数としては1万4,400件ということになります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 先ほど近隣の自治体のことを聞いたんですけど、失礼なんですけど比較的人口の少ない小規模な自治体は制度として進んでいるのかなと思いますけども、やはり対象人員とか金額が低いという面で比較的先行して進められるのかなということもありますし、柴田町2,800万円という金額は確かに大きいといえば大きいので、できれば通院の助成範囲を段階的にでもアップしていただきたいなというふうに思います。ぜひもう少し検討していただいて、たまたま通告書を見たら有賀議員も同じ要望をしていますので、これから2日間ぐらいでまた考えて、そちらのほうでまた答弁をいただきたいなというふうに思います。

それでは、次に移ります。

おととい、3月3日の河北新報の朝刊に、政府の少子化対策会議で新しい子育て施策の子ども子育て新システムの関連法案の骨子が正式に決定したという記事が載っておりました。内容的には私が質問の通告で示したとおりのようでございますけども、この子ども子育て新システムを施行するに当たって、運営補助費ということについても詳しく決まったということで、いよいよ国レベルでは新制度がスタートしたと言っていいと思います。

たまたま柴田町では、三つの幼児保育型児童館を25年度で廃止するというのを住民に公表しておりましたが、その時期とこの国の子育て施策が大幅に変わる時期が重なって、タイ

ミングがよかったのか悪かったのか、これからは数年間、私立幼稚園などの民間事業者なども巻き込んで、町の子育て支援事業を全面的に見直し、再構築しなければならないというふうになっているわけです。

そこで、まず幼児保育型児童館の廃止問題をお伺いしますが、今まで何回かいろいろな対象者に向けて説明会あるいは協議等が行われてきたということなんですけれども、この間は4回ほど地域の住民の方に説明会をして、私も行ってみたんですが、その内容の説明は先ほどちょっとありましたけれども、その辺もう少し詳しく、どういう状況だったのか説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

2月23日、24日、28日、29日と4日間、町民の皆様にご説明をさせていただきました。その説明の内容といたしましては、先ほど町長の答弁にもございましたが、前に全員協議会でお示ししました第1案と第2案という資料を、23年度の保護者の皆さんとか、あとは町内の私立幼稚園との打ち合わせ等を踏まえて検討させていただいてまとめまして、23年度は現在柴田児童館、三名生児童館、西住児童館というふうに幼児保育型児童館を運営させていただいておりますが、24年度につきましても5歳児、4歳児を入館募集いたしまして、柴田、三名生、西住の3館で運営をさせていただくと。25年度末に廃止させていただきますので、26年3月31日で廃止というご説明をさせていただきますと、25年度の募集につきましてもは5歳児のみの募集ということで、進めさせていただきますという説明をさせていただきました。

その廃止後の対応策といたしましては、26年度以降になるんですけれども、その対象児童の皆さんには私立または町立の幼稚園に入園していただきます。これまで3児童館、柴田、三名生、西住の廃止後の対応といたしましては、槻木地区の幼稚園の運営をされているところが、議員もご存じのとおり1施設のたんぼぼ幼稚園さんでございまして。そうしますと、柴田児童館にこれまで通園されている子供の数と、槻木エリアで運営されているたんぼぼ幼稚園さんの定員数が80名ということもございましたので、槻木地区での幼児教育を行う施設として柴田児童館の施設を貸与という形を用いまして、たんぼぼ幼稚園さんのほうで私立幼稚園としての運営をしていただく、そういうことでエリアの子供さんの受け入れの施設となつていただくという考えをお示しさせていただきました。

一方、三名生児童館と西住児童館につきましても、本来の児童館であります学童型の児童館ということで、それぞれの地域での集える場所、または情報提供ができる、そういう施設

として運営させていただきますというご説明をさせていただくということで進めてまいりました。

財政支援の関係につきましては、町長の説明にもありましたように現行の柴田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則というのがございますけれども、私立幼稚園入園児童の保護者の皆様の保育料の軽減を目的とした制度でございますので、これを対応させていただきます、進めていくということでございます。23年度には助成対象児童数が260名ということになってございまして、金額で申し上げますと2,522万7,000円ほどになるかと思われま。これが今後26年度以降に幼児保育型児童館に入園していた子供さんの分が今度は私立幼稚園のほうに受け入れられるとなれば、その分の増額措置をしなければならないというような対応も求められていくということでございます。4回の説明会におきましてはそのような内容の説明をさせていただいたところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 内容はわかりましたけれども、これは町の最終決定案という形でとらえて説明したのかどうか。あるいはこの場でどんな意見が出たのかというののちょっと聞きたいんですけども、参加者の意見を取り入れて、議会に示す本当の最終案というのを決定するのか、その辺伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 町長の指示をいただきまして、町長も23年10月号の広報しばたの「フットワーク」の中で、幼児保育型児童館を平成25年度末で廃止し、民営化とこども園、今ご質問にもございました国の制度が確定したらなんですけれども、総合施設に再編したいというふうに考えておりますというお話もございまして、これまでも全員協議会でのご説明をさせていただきまして、より住民の皆様に丁寧な説明をしながら、その方向で進めるということでご理解いただいているというふうに考えておりましたので、先ほど申し上げましたいろいろな説明会の中での対応と、あとそれぞれの地域での特性も考慮しまして、今申し上げました仕組みのほうに移行させていただきたいという考えでございます。先ほど町長が施政方針の中でも申し上げておりました、最終的には24年の前期に条例改正を提案する前にこれをまとめまして、4回の説明会で受けたご意見とご要望も踏まえまして、今ご説明させていただいた案と大きく変わることはないのかなとは思っておりますが、それをまとめまして、また議会のほうにご説明をさせていただくというふうに進めるようになると考えております。

あと、説明会でのご意見というご質問ですが、おおむね町長が申しあげましたように、これまで説明をさせていただいてきたこともあるのかと思うんですけども、本来の児童館のあるべき形ではない幼稚園業務というのを柴田町としては進めておったんですが、これがもう目的を達成したということと、あと保育所への職員の配置ということも考えましてのご説明をしたところ、ご理解をいただいている。その中では、私立幼稚園は町内に3園あるんですけども、そちらの送迎バスの運行ルートが、行っている地域とまだそこまで行っていない地域とがありまして、そういう意味での送迎バスのルートの確保というものを要望という形ではございました。主なものといしましてはそういうことだと思っておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 私も行ってみたんですけども、非常に参加者が少なくて、ちょっとびっくりしました。これはさっきの答弁の中にもいろいろな児童施設の保護者とかにも説明会をやっているということで、何回かもう過去にやっているので、もう保護者の方がわかっている、あるいはそこに参加した人から口コミで聞いて、もう納得しているといいますか、もう決まったんだということで今さら話を聞いてもねというようなことがあって少なかったのかどうか。この少なかったことについて、あるいは広報上のPRの問題があったのかなとも思うんですが、どのようにとらえておられますか。お聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ご質問にありましたように、確かに4回の説明会にはご出席いただいた人数がかなり少なかったなというふうには担当のほうとしても受けとめております。でありますけれども、これまでも保護者の皆様に説明を申し上げたり、あとはこの4日間でこの時間にこの場所でこの件についてご説明申し上げますということもPRをさせていただいておりましたが、皆様のほうでは出席が少なかったのかなと思っております。

あと一方で、24年度の各児童館の募集を行っておりますが、4歳児の子供さんの入館希望数が減少してございました。これは保護者の皆さんとお話し合いの中でも出たんですが、「もう町の計画をこういうふうに早目に示していただいたので、年度の途中から子供が施設を変えるとか、そういうことがないように3歳から私立幼稚園のほうに入れるようにしました」というようなお話も伺っているところでございます。そのようなこともありまして、町がそういうふうに議会にご承認をいただいた町民の皆さんに対する丁寧な説明をしてきたことで、皆様にご理解をいただいたのかなと受けとめているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） そうしますと、町の考え方というのは小さい子供さんを持つ、今そういう施設を利用してない、これから利用する保護者の方々にも大体もう行き渡ったと。例えば行き渡っていないというおそれがあるのであれば、そういう方を対象に町の間説明した資料等を郵送で送付するとかというようなことまでする必要はあるかないかと考えたときに、どのような考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） こういう案件につきまして、どこまで説明が浸透したというか行き渡ったというふうに判断できるものなのかなというのはあるんですけども、担当といたしましてはこれまで説明をさせていただいた中で町民の皆様にはご理解をいただいたといえますか、周知できたのかなというふうにとらえております。

今後のことにつきましては、例えば紙面を使ってしまいうんですけども、お知らせ版なり広報しばたなりでこのような説明会の経過等と、あと議会でのご了解をいただいたことについての周知というものを図っていくということも方法としてはあるのかなということで、検討させていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 前回、西住地区で結構大規模な反対運動、あるいは反対署名も相当な数が集まったんですが、今回その地区でも説明会をやったんですが、私も行きましたがほとんどそういう気配が残っていなかったんです。それでもう西住の方々もご了解いただいたというふうな理解をして、あのときに署名いただいた方々ももう理解していただいたというふうなとらえ方をしていると思うかどうかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 西住の説明会のときには、今お話いただきました請願の代表をしていただいておりますご夫婦にも出席いただきまして、西住地区での大きなあのときの動きとしましては、3児童館ある町の施設の中でなぜ西住が最初なのかということが非常に重い項目でございました。今回は、そういうことも踏まえまして議会のご理解もいただきまして、3館同時に一斉にこれまでの懸案事項であります幼児保育型児童館を廃止して、その後の対応ということをお示しできたことによって、西住地区の皆様にはご出席いただいていたのでお聞きいただいていたかと思うんですが、皆様納得いただいたというふうに取り扱っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 幼児保育型児童館を廃止するに当たって、廃止することによって町の財政的な部分はどうな負担がふえるのか。あるいは減って財政効果というのが生じるのか、就園奨励費補助金もある程度ふえるということも絡めて、財政的にどうなのかなということをお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 全体的に子ども家庭課が担当している中では幼児保育型児童館の運営費等がございますが、あとは廃止することによって正職員はほかの保育所等に配置させていただきますが、維持費という点では今後も学童型児童館として運営していく考えでございますので、そういう面では減額になるものは余りないのかなと。ただ、民間に移行する柴田児童館につきましては、その分の運営費の補助等は出てきますけれども、これからの長期で考えた場合にはやっぱり減額というふうになるのかなと考えております。

一方、私立幼稚園の就園奨励費補助金は、子供さんの数がふえますので、その分の増額というふうになりますので、もう一度試算をしてみなければなりません、その額としては現状のままを続けるよりは削減になるのかなというふうにとらえているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 財政的な部分からも、今後民間委託というようなことを考えていったときに、その辺も含めてどのような費用が配分できるのかなというようなこともあるので、その辺はちょっと後でまたお話しします。

それで、西住と、あとどこかで出たと思うんですけども、やはり送迎バスのルートがどうなっていくのか。私立幼稚園でもバスの台数等に限度があるんでしょうから、その場合に具体的に町で今実施しようとしているデマンド型タクシーを幼稚園児にも使わせてもらえるようにしてほしいというような意見もあったんですが、デマンドのほうはどうなっているか、その後私わかりませんが、そういった場合に子供たちを乗せるということは可能だと思っておりますけれども、そうすると今度利用するときの運賃、利用料、多分大人は500円とか何百円とかとなるかもわかりませんが、子供の料金的なものをどういうふうにするか考えているかどうか。それからデマンドに子供たちを利用させることができるのかどうか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 私立幼稚園の送迎バスのルートがまだ設定されていない地域については、対応を求める要望もございました。その中で今ご質問にもございましたよう

に、今町が進めようとしているデマンド型の輸送方法につきまして、子ども家庭課といたしましてはやはり町民でありますので利用できるような体系で調整するというふうに打ち合わせをさせていただきたい。ただ、使用料につきましてはまだ協議をしておりませんので、町としての対応をこれから協議させていただくということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 補足説明。町長。

○町長（滝口 茂君） デマンド型のタクシーに子供の通園が重なってきますと、8時台の利用がちょっと多くなり過ぎて、デマンド型のタクシーは4台で運行するものですから、回って歩く時間が長過ぎて、逆にお年寄りに迷惑をかけるというような事態も私なりに想定されます。ですから、やっぱり子供の通園につきましては民間の幼稚園のバスのルートを拡大させていただく方向でお願いするほうがいいのかなというふうに思っております。朝、子供たちだけで乗るのも一つの楽しみのような状況等もありますので、それに対してもし問題があるとなれば、これは私立幼稚園のほうと話し合っ、対応できるのであれば何がしかの検討もあるのかなと。ですから、デマンド型のタクシーに乗っていただくのは構わないんですが、その利用の時間帯によってはちょっと問題が生じかねないのかなというふうに思っておりますので、それはちょっと実際に幼児保育型児童館が廃止されたときの子供さんを預ける方々の分布ですね、どこに住んでいらっしゃるのか、それをちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 私の素人的な突拍子もない考えかも知れませんが、今三つの児童館、あと町の園児バスがあって、それがそれぞれにルートをつくって動いているわけですね。それを共同運行みたいな形でルートを細かくして、効率よく運ぶというようなことも考え方としてはあるのかなと思うんですが、その辺はいろいろ許可というか制度的に無理なんでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） そのご質問については、私もまだはっきりと理解していない部分もございますので、これから再度私立幼稚園のほうとも運行についての確認をさせていただきまして、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 今度の幼保一体化、国の施策と、町が具体的にどうなるのかなというのがあるんですね。乳児保育所が設定される、それからこども園が設定される、幼稚園は幼

稚園として残るとなったときに、じゃあ今の三つの保育所がどうなるのか。総合こども園となった場合に、幼稚園的な教育もしながら保育所的な保育もやるとなったときに、今の私立幼稚園から逆にこっちのほうに長時間預かってもらえるということで移ってしまう可能性もあるんじゃないかなと。そうすると逆に私立幼稚園を圧迫するようなことにならないかなと。それから、そういう人たちが来た場合に総合こども園のほうは保育の部分が逆に圧縮されて、定員が少なくなるような、そういう逆効果がないのかなと心配するんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 国が今取り組んでいる新システムなんですけれども、その中で我々もまだ明確な情報というのは手にしていないんですが、例えば新聞報道等なんですけれども、まず保育所等につきましては3カ年以内に強制的といいますか総合こども園のほうに移行したいというのが国の考えであります。そうしますと、わかりやすく言うと今幼稚園に行っている子供さんと保育所に行っている子供さんを同じ、例えば船岡保育所に二つが混在すると、受け入れるようになる。柴田町は今待機児童がございますので、短期的な児童になるんですけれども、そうしますと長期児童のほうが枠が狭くなります。待機児童がいる中でそういうふうな形になると、また待機児童がふえてしまうのではないかなというのが担当としては今心配しているところなんです。もう少し、今国や県等にも直接情報をいただけるように確認しているところなんです。まだ明確な形というのが示されていないものですから、子ども家庭課としては待機児童をふやすような方向に持っていくのは注意しなくてはならないだろうなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） よくわかっていない部分が結構あるということで、これから慎重に町でもいろいろ計画を練っていただきたいんですけれども、乳児保育所というのはどうなるのかなというのがよくわからないということと、どこに町では設置するのか、3カ所にそれぞれの部門みたいなものを設けるのかどうか。それから、第一幼稚園をどういうふうな扱いにするのか、あと病児保育・病後児保育とか、なかなか実施できない部分があるんですが、その辺もちょっと本格的に取り組んでいかなければならないと思うんですけれども、その辺どう考えるのか。あと障害児の保育ですね。今幼児保育型児童館にそういう方がどういうふうな形でおられるのか、そういう方々はどうするのか。いろいろな問題があると思うんですが、ざっと今言ったようなことをどういうふうに考えているのか、まだ決定ではないという

ことは当然わかりますけれども。

○議長（我妻弘国君） 大坂議員、続けて3点ですか。（「はい」の声あり）子ども家庭課長。間違わないように。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） まず1点目なんですけれども、幼児保育所といいますか、保育所型こども園のことなのかなというふうに受け取らせていただきます。新システムの中では幼稚園型こども園、これは3歳から5歳児を対象にしています。また、保育所型こども園がゼロ歳から2歳児というふうに、案としては今示されているところです。あと、総合こども園というのが2種類ありまして、ゼロ歳から5歳、3歳から5歳というふうに受け入れるというパターンが今示されているんですけれども、ご質問の中に第一幼稚園の内容がありました。これは全く教育委員会との打ち合わせとか、そういう協議とか、まだそこまでは行っていないんですけれども、今お話が出ましたゼロ歳から2歳の専属の施設というものが必要になるのかなと。あとは、保育所の中では3歳から5歳を対象にする施設というふうに振り分けるのいいのかなというような、言葉では今言ったように対象児童がゼロ歳から2歳が保育所型こども園だと示されているんですが、その中の具体的な基準とか運営方法とか、そういうものがまだ詳しく届いていないんですね。ですから、ただいま質問いただきましたように今後国からの情報を取り入れまして、町としての対応を全体で検討させていただきたいというふうに考えております。

病後児と障害児につきましては、これまでは法に規定がなかったんですね。今回の新システムの説明の中ではこれを法制化するということになりますので、その法制化された場合の町としての責任、役割というものが明確になるかと思っておりますので、それが示された暁にはその基準にのっとった対応を進めていくというふうに考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） この新システム、もともとの国の考え方というのは社会保障全般の改革案の中で、子供、未来への投資を重視するという意味でこの新システムが国の制度として取り入れられているんですが、その中でこの改革案では受け皿拡大として株式会社やNPOの参入を認めて、公費を投入していくというようなことが入っています。12月の議会でも子ども家庭課長と私との話の中で、NPOかあるいは民間委託というのを進めていく方向で考えたいという答弁もありましたし、町長の答弁の中にも民間委託化というようなことがありました。その辺具体的に、ただお題目でなくて、本当にあと何年ぐらいたったら、例えば前から話がある放課後児童クラブは民間委託したいというような具体的な考え方、そしてその

ためにどうやっていくんだというようなステップをいつごろまできちっと決める考えなのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。民間委託について、具体的な案。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） これは、今幼児型児童館が25年度末までということにさせていただいておりますので、やはりそれまでには計画を、町としての方向性を出しまして、あとは担い手となりますその団体の確保等もございますので、その辺を見据えながら考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 民間委託といいましても、いわゆる子育てビジネスみたいな大きな事業体もありますし、できればさっき町長の答弁にありました地域密着型で、住民協働という目的を達成できる形で、そういう民間の受け皿を町としても育てていくというようなことを前回も申し上げましたけれども、それをやっぱり一つの目的といいますか、目標を持って、そういう方面に町の考え方を持っていただきたいなというふうに思うんです。例えばそういった意味で西住児童館、三名生児童館を学童型児童館にすると言いながらも、あの地域の方からはいろいろな地域の活動拠点として使いたいとか、あるいは子育てのボランティアの拠点として使いたいとかという要望もありましたよね。そういった意味で、例えば西住児童館にどういう機能を持たせて、どの部分を民間委託するというようなことまでできれば提示していただきたいなというふうに思うんですが、これは将来の考え方なので、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 東京の江戸川区が子育て先進地ということで、いろいろな本なども集めて読ませていただいておりますが、やっぱり子育て支援につきましては地域で育てることがこれからますます必要であろうと。そのときに任意の団体ではなかなか役所も願えることができませんので、ある程度の法人格を持った組織が柴田町に二つ、三つと育てていく環境をつくるのがこれからの役所の仕事、そのつくったNPO等民間の団体が中心となって地域を巻き込んで子供を育てるという方向に行くのが、私はこれからの子育て支援の環境整備だと、江戸川区に追いつけ追い越せというのはなかなか難しいんですが、そういう方向に行かざるを得ないというふうに思っております。

ただ、民間のNPOというのは仙台では大分認識があるんですが、この柴田町ではまだNPOという活動が目に見えておりません。ですから、町民にその団体が信頼性を持つという

活動をまず支援していくことから始めようというふうに思っておりました。たまたま緊急雇用というのがありましたので、子育て広場とか情報誌、そうしたら今回立派な子育てガイドブックというものができ上がってきましたので、大分力をつけてきたのかなということで、今年度予算では「子ども広場」という名前だったと思うんですが、町単独で事業化を、委託にするか補助金にするか迷ったんですが、一応補助金ということで150万円用意させていただいて、そういうものを使って力をつけていっていただきたいと。将来は、なかなか保育所を運営するというのは相当力が要りますので、その前段階としてたまたま西住児童館と三名生児童館は26年4月1日から学童型になりますので、あと2年ありますので、こうした柴田町での前段階での事業をこなしていただいて、そして町民に信頼される、保護者の方に信頼感を得ていただいて、私としてはぜひ26年4月1日に民間の団体が引き受けてもらえるような体制、それから地域の方々にもその団体に協力してもらえるような体制、そういうのをぜひお願いできないものかなと今思っているところでございます。ですから、これからはNPOだけとか地域だけとかじゃなくて、官民協働という言葉を使ったのはそうですね、役所は一步退きながらも全体を応援すると、そういう方向で柴田町の子育て・子育て環境を整備していきたいというふうに思っております。

役所は役所のほうでやらなければならないのは、やっぱり保育所をどうするかということなんですが、私としては保育所、つまり総合こども園は我々職員がやるべきではないかなと。それで幼稚園のほう、3歳児、4歳児、5歳児の幼児教育は民間の幼稚園が三つございますので、そちらのほうに役割分担をしてもいいのではないかと、将来はそういう方向に行くべきではないかなというふうに考えております。

第一幼稚園につきましては、これは私の考え方がまだ熟成されているわけではありませんが、将来は先ほど言った保育型こども園、ゼロ歳から3歳未満の子供を預かるという方向性もあるのではないかなと今考えております。そうすれば待機児童の解消にもなりますし、民間を圧迫することもないということですね。定員は40人だったと思うんですが、そういうことも考えながらいきたいと。まだ決まっているわけではございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） NPOも含めて民間委託ということ考えたときに、逆にこの町内にあるような小規模なそういう団体からすると、じゃあ町はそういう方針で将来民間に委託するということがあるとしても、町が突然「はい、これとこれとこれを民間委託します。予算はこれぐらいです」というようなことをぼんと出されても、すぐにはなかなか対応できな

い。都市部なんかで大きな事業者が経験してきて、そこに入ってくるというような場合には、ぼんと出されてもできるかできないかその場で判断できるんですけども、やっぱりなかなか経験のないところは急に決まった後にぼんと出されていかがですかと言われても大変なので、そういった意味では受け皿を育成していくという意味では常に町は何年後かにはこうしたい、ああしたい、そうするに当たってはお金はどうかということを常に情報発信しながら、あるいは意見交換しながら前もってわかるような形にしていってほしいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 2年間ありますから、学童型の児童館を全然民間の方がかわらなくて、すぐにとというのは無理な話なので、やっぱり2年間の間に徐々にNPOの方々が入った形での運営ですか、直接は役場がやりますけれども、入っていただいて、ノウハウを蓄積していただくと、そういうことも考えられるのかなというふうに考えております。進んでいる民間のNPO、東京なんかのNPOはまずは民間の資金100%活用してスタートして、次に役所の事業委託、100%事業補助をいただいて育っていったというのがこれまでの子育て支援のNPOの成長段階でございますので、江戸川区でやっていることを我々がやれないことはないので、資金面、それから運営のノウハウの委託、それにつきましてこの2年間でやっていって、26年4月1日に地元のNPO法人が信頼されると、安心して任せられる団体なんだというように、支援しながら育てていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 最後に、西住児童館、三名生児童館はかなり老朽化しております。そこに一般の児童館としての機能を持たせるという考えのようですけども、あの老朽化した建物をそのまま使うつもりなのか、あるいは大規模改修するのか、あるいは建てかえをするのか。建てかえしていただくと一番いいんですけども、その辺どのように考えておられるかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 継続する施設につきましては、財政の中の公共施設の改修の計画の中で位置づけをしていただいておりますので、計画的に改修をして対応させていただくというふうになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 児童館になる時点では改修が終わった状態で開始するというふうにと

らえてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今のご質問は26年の4月にはもう改修が終わっているかというご質問かと思うんですが、計画の中では25年、26年だったか……、というふうに設定されておりますので、それは調整してもう一度検討させていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） ただ、西住は今でも歩くと床がべこっと引っ込んで、ちょっとびっくりしたんですけれども、あれはもう早々にやっていただかないとだめだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） わかりました。西住児童館は若干雨漏りするところとか、部分的には改修させていただいてきているわけなんですけど、今ご質問にありました床のことについても確認をして、対応させていただきたいと思います。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（我妻弘国君） これにて11番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

次に、12番舟山彰君、直ちに質問席において質問してください。

〔12番 舟山 彰君 登壇〕

○12番（舟山 彰君） 12番舟山彰です。2問質問いたします。

1、議会懇談会に寄せられた町民の意見。

去年10月29日、町内6カ所で議会懇談会を開催した。議会としても町民の意見を聞く貴重な機会であり、その町民の意見を町政に反映させるのが議会の重要な役割である。そこで、私が特に関心を持った意見に基づき、次の点について伺いたい。

1) 「3月11日の東日本大震災への対応について、合併しないで予算規模が小さいため、災害に対する措置が物足りない感じがした。予算規模が大きければ、独自にもっと早く質のよいサービスができたのではないか。これからの水害などの災害を考えると、執行できる予算規模を大きくして、備える必要があると考える」との意見があった。（槻木生涯学習センター）

これに対し、後日まとめられた町の回答は、「合併自治体は確かに予算規模の視点では増大していますが、サービスの充実にはつながっていないのが現状です。本町では今回の震災を教訓に、よりきめ細かな予算措置を心がけていきます」であった。そこでお聞きしたい。

①合併自治体がサービスの充実にはつながっていないと断定する根拠は何か。メリットのほうが大きかったのではないか。

②前述の町民の意見は、その町民の方が率直に感じたものであろう。そういう意見があることを町も率直に受けとめるべきではないか。

③よりきめ細かな予算措置というはある程度の予算規模があつてこそできるのではないか。今の町の予算規模でよりきめ細かな予算措置とは具体的にどういうものか。

2) 「さくら連絡橋をつくるという話を聞いた。年に10日間くらいに何億円もかけるより、別に使ったほうがいいのではないか」という意見があつた。(船迫生涯学習センター)

町の回答は、「桜の季節だけでも20万人を超える来訪者があり、全国的に認知されている船岡城址公園と白石川の桜を中心に、船岡の市街地に新たなにぎわいを取り戻し、住んで心地よい、歩いて楽しいまちづくりが目標です」であつた。そこでお聞きしたい。

①「船岡の市街地に新たなにぎわいを取り戻し」とあるが、「新たなにぎわいをつくる」が正しいのではないか。にぎわいを取り戻すのに「新たな」をつけるのはおかしいのではないか。市街地への具体的な施策はどういうものか。

②「歩いて楽しいまちづくり」とあるが、町民からすればまだまだ危険な道路が多いのに、観光客のための道路を優先するのかと考えてしまうと思うが、いかがか。

2、本当に町の震災対策と雨水対策は進んでいるのか。

ここで、今度の3月11日で丸1年になりますので、改めて犠牲者の方に哀悼の意を表したいと思います。

では質問に入ります。

去年から私は続けて大震災への対応の検証とその活用、雨水対策について質問してきた。最近、町の各施設を見たり、町民の意見を聞いて本当に町の震災対策と雨水対策は進んでいるのか疑問に思えてきたので、次の点を伺いたい。

1) 町は6カ所を指定して優先の避難所とするとやっているが、では各地区の生涯学習センターの事務分掌(特に館長)の中には、例えば避難所の運営についてと明記されていないのではないか。避難所の運営を強化するにしても、事務分掌に明記されていないのはおかしいのではないか。生涯学習センターの所管は生涯学習課であり、避難所関係は総務課(危機管理監)であり、縦割り行政の弊害が出ているのではないか。

2) 何人かの区長さんから、「また万が一のとき、地区の集会所をあけるべきか迷っている」と言われた。また、「区は集会所の指定管理者になっている。そして町は今度は6カ所

の避難所を優先すると言っているが、とっさの場合、住民から集会所をあげてくれと言われたときの判断に困る」とも言われた。「去年の大震災で、集会所の内部が少し被害に遭ったところもあるし、集会所で何かあったときの責任はどうなるのかわからないし、町からは何も言われていない」とのことであった。そこで、

①町は万が一の場合について集会所をどうするかは各区あるいは自主防災組織の判断に任せているのか。

②あの震災から1年になる今も、明確な町の指示はないのか。

③集会所で何かあった場合の責任はどこへ。

3) 震災や大雨のとき、災害時要援護者名簿の活用をどうするのか。東日本大震災時は各民生委員が各自の判断で対応し、それなりに町民から評価されているが、登録者がさらに増加しているという現在、逆に名簿に登録されていない障害者や高齢者への対応、登録者への対応、いずれも町から明確な指示が出されているのか。

4) 各自主防災組織にこれまでどのような指示・指導がなされているのか。各団体が自主的に活動を強化することを望んでいるのだろうが、幾つかの区の住民からは「あの震災後、地元の自主防災組織から特に連絡はない」とのことであった。自主防災組織によって対応が違うのであろうが、やはり町として各種の指示・指導をもっと行うべきではないか。

5) 町としては対策本部、各班、各課別に震災への対応について検証し、懇談会でも町民への説明、町民の意見の収集を行ってきた。しかし、一番基本的であり重要なのは、あの震災、その後の大きな余震のときなど、町民がどう困り、どう対応したか、その実情を調査することではないか。行政の身内だけの検証、限られた町民の意見だけでなく、今後限られた予算の中でより効果のある震災対策を実施するためには、まず町民の実情を調査すべきである。

6) 議会懇談会でも「9月の台風で被害に遭った」と、常に冠水・浸水被害のある槻木地区（入間田、葉坂等）、西住地区等の住民から意見があった。町は私の前の質問に対し、「雨水対策について実情を調査し、計画を立てていく」と答弁しているが、地域住民の危機感に比べ現状の認識不足、対策のスピード感に欠けるのではないか。町がそれなりの対応を行って来れば、毎回のように苦情、要望は出てこないはずである。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 舟山彰議員、大綱2点ございました。

まず1点目、「議会懇談会に寄せられた町民の意見等」からお答えいたします。

まず第1点目、「合併自治体がサービスの充実につながっていないと判断する根拠は。メリットのほうが大きかったのではないか」ということです。

第1点目についてですが、平成18年、舟山議員が1市3町合併を選挙公約に掲げたときの理由、改めて読んでみました。一つに、合併することで究極の行財政改革が行われ、財政の健全化が図られる。二つに、柴田町の財政はじり貧で、どんなにやりくりしても自立は困難。三つに、合併で活力あるまちづくりというものでした。

現在まで発表されている合併の検証を見れば、プラス面では自治体規模が大きくなり、職員数の減や行政機能の再建・整理が行われたことで、行政運営経費が縮減されたことがまず述べられています。また、マイナス面では逆にそれらのことが要因となって、行政サービスが遠くなった、希薄になったという住民の声が多くあると報じられております。

それでは、合併した自治体の財政がどうなったのか、検証いたします。

宮城県市町村健全化判断比率で検証してみますと、舟山議員が「柴田町の財政はこのままではじり貧だ」と批判された平成18年度と、自立の道を選んだ後の平成22年度を比較してみますと、まず実質公債費比率はどれだけ借金を返済しているかを見る資料です。確かに平成18年度、柴田町は21.4%、県内で第2位で、借金返済に苦しんでいましたので、議員のご指摘は正しかったということになります。ところが、平成22年度には14.1%、2位から12位に下がりました。一方、合併した自治体では、平成18年度に実質公債費比率ワースト10に入っていたのは加美町を初め4団体でしたが、それが平成22年度では加美町を初め6団体に拡大しています。

次に、将来の財政がじり貧かどうかを判断する将来負担比率では、平成22年度決算において、合併した9自治体のうち7地方自治体がワースト10に入っております。ちなみに柴田町は13位で、ワースト10には入っておりません。

また、合併後の地域の活力、合併すれば地域が活性化するという公約でございました。地域の活力を平成17年と平成22年の国勢調査の数値で見えますと、合併した9団体のうち、実に8自治体が柴田町以上に人口が減り、地域が疲弊している現状でございます。

こうした数値があっても、合併したほうがメリットが大きいというご指摘であるならば、ぜひ舟山議員にも客観的な数値を示して、そのメリットを示していただきたいと思っております。

2点目、意見を素直に受けとめるべきではないかということですが、2点目につ

いてですが、舟山議員が関心を持たれた率直な町民の意見は、私は情報不足による思い込みや誤解が大きいと受けとめております。3町合併を例に説明しますと、確かに合併した瞬間は三つの自治体の予算が一本化されるわけでありますから、数値は名目上大くなります。ただ、合併の算定がえの特例が終了すれば、合併した新たな予算規模は3町がそれぞれに計算した額の総計よりも少なくなります。平成の合併は突き詰めれば行政機能の効率化、持続可能な地方財政の再構築を目的に進められたことから、合併後には究極の行財政改革が待っておりますので、そんなに遅くない時期に住民サービスの削減が行われることとなります。合併すれば行政サービスが拡大するというのは幻想に過ぎません。議員にも、合併して元気をなくしてしまった9市町村の現実を素直に受けとめてほしいと思います。

3点目、よりきめ細かな予算措置とは具体的にどういうものかという点でございます。

3点目についてですが、まずお答えしたいのはある程度の予算規模と、よりきめ細かな予算措置には関連性はないということでございます。その理由は、まず第一に予算規模が大きくても経常収支比率が95%を超える自治体においては財政が硬直化しているため、独自のサービスを提供するには限界があります。また、実質公債費比率や将来負担比率が高い自治体も財政の自由度は狭まります。

一方、自立を選んだ予算規模の小さい市町村でも、例えば長野県泰阜村の在宅介護サービスや、長野県栄村の「下駄履きヘルパー制度」など、きめ細かなサービスを住民に提供しています。さらに、一般会計予算125億円と柴田町より若干大きい夕張市は、財政運営の失敗から破綻し、そのツケが夕張市民に痛みとなってはね返っています。要は、きめ細かな予算措置とは政策の選択の問題であり、また健全な財政運営ができてこそ初めて可能になると考えております。予算規模の大きさは直接的な連動性はありませんということ、その町民の方に議会を通じてぜひお話をさせていただきたいと思っております。

それでは、今の町の予算規模で町独自に行っているきめ細かな事業、おおむねをお話しします。

まず、住民自治関係として柴田町が独自でやっているきめ細かな事業、地区集会所の建設、それからまちづくり交付金をやっております。産業施策といたしましては、鉢花のブランド化推進事業、それから集落営農の水田担い手対策事業、これも柴田町独自の政策でございます。それから、柴田町はプレミアム商品券の発行をいたしたところでございます。震災対策として震災住宅改修事業、健康づくり高齢者肺炎球菌ワクチン接種、子育て支援として子育てに関する住民団体、NPO団体への支援など、ぜひ舟山議員には予算規模が大きけれ

ば独自にもっと質の高いサービスができるとおっしゃる町民に、具体的内容を聞いてほしいか
ったと思います。

2点目、さくら連絡橋の関係でございました。

第1問の2点目の質問は関連がありますので、一括してお答えいたします。

(仮称) さくら連絡橋の整備を含めた社会資本整備総合交付金事業は、単に道路や公園を
整備するために認められたものではなく、ハード事業とソフト事業を一つのパッケージとし
て花(桜)回廊で町なかに人を誘導することで、新たににぎわいを再生し、市街地の活性化
を図るという柴田町のまちづくり戦略が国に認められたものでございます。花(桜)回廊を
整備することで、春の観光名所としてはもとより、ニューツーリズムと言われるトレッキン
グや、歩け歩け大会のメッカとして、また町民の健康づくりのためのウォーキングコースと
して、年間を通じた観光客の増加と交流がさらに深まると期待されています。

市街地への具体的な施策としては、平成24年度から3カ年で船岡新栄地区に三つの公園を
新たに整備する計画でございます。これらを船岡城址公園の道路改良工事や、白石川堤外地
の環境整備、(仮称) さくら連絡橋整備や船岡城址公園バリアフリー工事と、公園施設更新
事業などとあわせ、公園整備、管理ワークショップや歴史観光ガイド育成事業によるサイン
誘導計画などのソフト事業を加え、さらに既存の道路や都市施設、商店街を一つの回遊ルー
トで結ぶことによって、相乗効果を一層高めようとするものでございます。

次に、歩いて楽しいまちづくりとは、町民が住宅地はもとより河川や道路や里山などで、
豊かな自然や美しい景観に魅力や心のゆとりが感じられるような歩行空間を整備することが
目的でございます。まず住む人が魅力を感じるような回廊を整備することが前提で、住民に
評価されて初めて新たな観光地として名乗りを上げることができると考えております。

次に、「年に10日ぐらいに何億円もかけるより、別に使ったほうがいいのではないか」と
発言した方がおられるということでございますが、この方には恐らく財政の仕組みがわかっ
ていない面がありますので、説明させていただきます。

舟山議員は議員ですので、今回のさくら連絡橋の事業費、5億9,000万円は他の事業にす
べて回して使えるわけではないということは当然ご理解いただいていると思います。今回の
さくら連絡橋の財源の内訳は、国からの社会資本整備総合交付金が事業費の2分の1で2億
9,500万円、残り2億9,500万円の90%、2億6,550万円を起債で賄います。この償還は3年
据え置きで、15年の支払いになります。したがって、当初の一般財源は事業費の5%、
2,950万円で、これを3カ年で支出することになります。つまり、この事業で他に回せるお

金は3カ年で2,950万円、年平均では約983万円となります。

一方、この事業をやめることになると、例えば新栄4号、5号、6号公園は社会資本整備総合交付金事業に該当しなくなりますので、一般財源で1億200万円を使って整備しなければなりません。また、パッケージに含まれる他の事業も、一般財源での手当てが必要となってきますので、国の交付金制度を活用して事業計画を進めることが断然町民や町にとって有利なものとなっております。

なお、議会は政策論争や予算の使い方を議論する場であり、国語の文法を議論する場ではありませんことを申し添えさせていただきたいと思います。

2点目、震災関係でございます。

避難所の強化、事務分掌はおかしいのではないかという点でございます。

事務分掌とは、市町村に属する事務を事務処理の便宜のため特定の課や特定の者に分割して処理させるため、事務の分担に重点を置いた概念を言います。本町では、地方自治法第158条第1項に基づき、課設置に関する条例により定めるとともに、行政組織規則で事務分掌を規定しているものでございます。一方、生涯学習施設においてもその設置目的を柴田町公民館条例などで定め、運営管理を行っているものです。

ご質問の、災害においては事務分掌とは別に柴田町災害対策本部条例に基づいた柴田町地域防災計画及び職員災害初動マニュアルに定める事務分掌により、業務を遂行するものです。

2点目、柴田町地域防災計画において定めていますが、災害が発生した場合には1次避難所は地区集会所を充てることとし、開設の有無は自主防災組織会長及び行政区長の判断にゆだねております。

「あの大地震から1年になるも、今も明確な町の指示はないのではないか」ということでございます。

1点目でも回答しましたが、自主防災組織の判断により町の優先開設避難所6カ所に避難するか、地区集会所に自主的に開設し避難するかは、災害の種類や規模などによりそれぞれの自主防災組織会長及び行政区長の判断により行動をしていただくことにしているため、町では特に指示をしておりません。

集会所で何かあった場合の責任です。

町が行う地区集会所の指定管理に係る管理運営と、自主防災組織が開設する避難所運営とは、全く次元を異にいたします。地区集会所が避難所になった場合における責任について

は、集会所設置者の管理責任、避難所運営の管理責任、本人の不注意による責任、予知できない災害が発生した場合の責任など、個々の具体的事情により判断されるものでございます。

次に、要援護者名簿の関係です。

震災や大雨のときなど、災害時の要援護者名簿の活用についてですが、災害時要援護者名簿の第一の目的は、生命を守るための安否確認及び自力で避難できない方への避難誘導支援でございます。

災害時要援護者名簿は、災害発生時に防災関係機関をもとに行政区長、各福祉関係者、諸団体と連携し、地域が主体となって安否確認や避難誘導支援の必要がある方々に対し、本人の同意を得て作成されたものでございます。このたびの大震災においても、ほとんどの地区においてこの名簿が活用されました。また、登録されていない障害者や高齢者への対応についてですが、本人の同意を前提とした災害時要援護者名簿には働きかけにも限界がありますので、地域の自主防災組織や民生委員には日ごろから災害弱者の把握に努めていただくようお願いしているところでございます。

このたびの東日本大震災では、平成23年3月時点での災害時要援護者登録人数が653人に対し、民生児童委員が安否確認を実施した人は1,237人で行いました。障害の程度で援護が必要と思われる人数は1,097人と把握しておりましたので、今回はそれを超えて安否確認を実施していただきました。災害発生時の対応につきましては、災害時要援護者支援の手引きを各自主防災組織に配付しており、それをもとに防災訓練や災害時の支援に活用していただいております。初めに申し上げましたとおり、災害時要援護者名簿の主な目的は安否確認と避難誘導支援ですので、避難後の支援につきましては各関係機関等において個々の事情に合わせて対応していただいております。

実際に災害が発生したときは、公的支援には限界があります。地域の皆さんには災害時要援護者名簿に登録したからと安心することなく、日ごろから災害に対する準備と防災訓練や地域のコミュニティー等を通じて、災害時お互いに助け合う人間関係を築くことも必要であります。町といたしましても、自主防災組織や民生委員など関係機関と連携を図りながら、さらなる災害弱者への支援に努めてまいります。

続いて4点目、自主防災組織にどのような話をしたかということです。

ご承知のように、本町では全行政区に自主防災組織が結成されたものの、早くは平成6年に結成され、災害への体制が充実している自主防災組織、片や平成22年9月になって結成さ

れ、まだまだこれからという自主防災組織もごございます。22年度の自主防災組織の防災訓練状況を見ると、64.3%の実施率であることから、今回の大震災を教訓とするために自主防災組織会長である行政区長の皆さんには防災訓練の重要性を認識していただき、訓練実施についてお願いをしております。地区によっても余震が落ちついた24年度に実施するという行政区もあるようです。

また、ご質問にある町からの助言や支援も必要と思っておりますが、まずは地域コミュニティーを優先し、今後の自主防災活動や地域づくりなど、さまざまな面において住民が結束し、そして組織が継続できるようにしなければと思っております。

5点目、町内の実情の調査ということでございます。

今回の大震災に係る意見や実情については、町内の学校関係、商工業事業者、民生委員、婦人会、婦人防火クラブ、消防団、食生活改善委員、自衛隊関係者、自主防災組織、行政区長など、さまざまな分野の方を対象に、36回にわたってスライドを用いた地区懇談会や出前講座を開催いたしました。この中で、実情や意見などをいただきましたが、主に給水関係や行政区に防災無線の配備、電力復旧や燃料確保などの要望、また一方で「役場の対応の苦労がわかった」「支援物資の配給の難しさを実感」「自助、共助、公助の役割が重要だ」などの意見がありました。このようなことから、実情の調査を行うまでもないと思っております。今後発生する災害が今回と同じような被害状況とは限りません。被害が大きくなれば、火災、行方不明、負傷者、遺体への対応、瓦れき処理、仮設住宅の建設など、さまざまな業務が発生し、今回の大震災での実情がすべてとは限らないことからでございます。

6点目、雨水対策でございます。

町は、台風に限らず大雨が予想されるときは水門の調整、暗渠やポンプ設置場所などでのごみの除去、仮設ポンプの配備、さらに通行どめ規制措置など体制を敷いておりますが、昨年の台風15号の雨量は1時間当たり60ミリを超えたため、どの地区においても排水能力をオーバーし、町内各地で大きな冠水や崩落被害が発生しました。これまでも槻木遠島地内の町道松ヶ越4号線などを初め、数カ所のかさ上げ工事や排水ポンプの配備を行うとともに、平成23年度においては槻木地区排水対策調査委託や四日市場地内用水路分水門設置工事を予算化いたしました。さらに、槻木五間堀川底に堆積している土砂撤去や、槻木館前堀と右岸定置排水路が交差する箇所の水門改修を県にお願いして実施していただけたということになっておりましたので、被害の軽減化に向けた対応を行っております。

さらに、西住地区などの雨水対策事業につきましては、下水道の雨水整備事業として本年

度内に事業認可となる見込みで、平成24年度から大河原町との共同施工により補助事業として取り組んでまいります。しかし、町の雨水対策には中長期にわたる時間を要することも現実であります。今後とも冠水被害の解消や軽減が図られるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 舟山彰君、再質問ありますか。許します。

○12番（舟山 彰君） 大きな1問目の1)のことなんですけれども、町長の答弁を聞いていると合併がどうか、この町民の方が言ったのはただ3月11日の大震災への対応について、そのときこの方が感じたことであって、柴田町の対応というのは物足りない感じがしたんじゃないとか、それからもっと予算規模が大きければよいサービスが得られたんじゃないかということなんです。だから町長の答弁だと私が18年ころどうこう言ったとか、合併そのもののことですが、この町民の方が聞いているのは大震災への対応ということで聞いていると思うんです。

私の③の質問も、よりきめ細かな予算措置とは具体的にどういうものかというのも、町の答弁で本町では今回の震災を教訓によりきめ細かな予算措置を心がけていきますというのは、私は大震災などへの対応について、ここにあるように今回の震災を教訓にですから、そういう震災対応を細かくしますという意味に私はとって、この③を質問したんです。ですから、ちょっと答弁がずれているかもしれませんが、それはそれとしてもう結構です。

2)のさくら連絡橋について、町長からは総額幾らとか、財源がどうかというふうにありましたけれども、実はこの質問を出す前にやはり何人かの町民の方から「議員さん、さくら連絡橋をつくるということで詳しい建設工事等教えてもらえませんか。それから財源についても教えてもらえませんか」という電話とかいただいたので、私はこれを取り上げたんです。そういう意味で、まず橋の詳しい建設コストということで、本体部分とか、その周辺の工事がどうだということを担当課長から教えていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず、（仮称）さくら連絡橋ですけれども、24年度に実施設計、そして橋台の用地買収を計画しております。そして25年度、26年度で架設をしたいと思います。トータルでは5億9,000万円ということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今私が申し上げた橋の本体工事と周辺の附帯工事というんでしょう

か、町民の方からするとなぜ5億9,000万円かかるんだという疑問も持つと思いますので。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず24年度は、お知らせ版等、広報しばたに載せておりますけれども、延長で言えば大体94メートルほど、そして幅員では3メートルを計画しております。設計費については、用地買収も含めて9,000万円ほどを予定しております。そして、25年度、26年度として当然下部工あるいは上部工ということで、面積の大体180万円ほどを掛けます。標準パターンですね。というのは、災害なんかも平米幾らとか、ブロック積みですね、それから舗装で言いますと平米5,500円とか、そういう標準パターンの単価を掛ける以外、ボーリングデータもありませんので、そういう形では上部工2億5,000万円、下部工2億5,000万円、そして設計9,000万円、用地買収含みで5億9,000万円ということで、考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 町民の方から、この橋は土手のほうにどのようにしておられるようにつくるのか、それと例えば館山のほうからおりてきたとして、河川敷なんか1年じゅういろいろな花が植えてあったりしているから、ちょうどおりてきてあそこを見に行こうかなとか、それをどうするのかというのを聞きたいと言われたものですから。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 今年度、基本調査といいますか基本が多くなっております。その中でボーリング調査、そして河川協議を実は行っております。というのは、鷺沼排水路から流れてくる水の流れと、本流から流れてくる水の流れ、そこで橋のけたといいますかピアが影響しないところにピアを建てようと。要は流れに影響しないところということで、今大河原土木の河川のほうと協議を進めております。それがある程度オーケーが出れば、深さは大体20メートルぐらいになるかと思うんですけどもボーリングをして、そして架橋位置をある程度決めたいと、このように思います。それで、今のところは展望ブリッジからある程度スロープで下がってきて、そしてJRの上を通らなければいけませんから、それを越して、そして1回川のほうに出て、そしてバックして今の堤防に行きたい。それから当然旧4号線がありますので、旧4号線にスロープをつけて、そこにもタッチをさせたいということで、今考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） ある方から私に、2月21日に町長とさくら連絡橋の件で話し合う機会

があるという案内をいただいて、ただ私その日は議会基本条例の策定部会ということで行けなかったんですが、町長、実際に会われてどのような話があったか、差し支えなければお聞かせ願いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 15名の方がゆる、ぷらで参加されました。それで、代表者が千葉さんという方ですね。それで意見交換したんですが、集まった方を見ますと前々日に電話で呼び出されていた方ですね。ですからその勉強会は3回目だったそうなんですが、私「きょう初めて来た人はどれぐらいいらっしゃいますか」と聞きましたら6人ぐらいで、何のために来たかよくわからないという方が多かったと思います。質問したのが佐藤輝雄元議員と、丹野さんという方、それから千葉さん、それから水戸さんという方、4名ぐらいが質問をされました。特に私も反対というような意思表示をされて、特に丹野さんなんかは役場のほうで声を荒げて職員を怒鳴りつけていた方でしたので、当時はそのようなことにならないようにというふうに思って参りましたけれども、穏やかに話し合いを進めて、丹野さんと佐藤輝雄元議員以外はおおむね理解をいただいたのではないかと思います。穏やかに話を進めさせていただいて、そして後からうちのまちづくり政策課長に「きょうの懇談会はよかった」というお褒めの言葉をいただいたと報告を受けたということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） そういう意味で、正直言って町民が例えば町長の新年のあいさつとかでさくら連絡橋というのを初めて聞いたとか、去年の議会懇談会時点ではもうもちろん聞いている人は聞いているんでしょうけれども、だんだんと関心が高まったからこそ私に詳しい建設コストとか、あと今のような住民の方が町長と直接会うとかということがあるので、私からするとやはりまちづくり基本条例、なかなか趣旨が徹底していないというアンケート結果がありますけれども、まだまだ細かく詳しく、それも幅広く町民に先ほどの建設コスト、あとどのぐらい維持費がかかるのかということ、それと前の議会では経済効果、具体的にちゃんとした計算をしているんでしょうかということに対して本当は……、もちろん正確な何円までなんていう効果は出せませんし、やってみないとわからないというのが観光の実情ではないかと思うんですけれども、それも含めてもやっぱりそういったことをもっと私は町民に周知すべきではないかと思うんですよね。もう既に本年の予算に関連予算が上程されていますけれども、こういうふうに我々議員にも問い合わせとかも来ますから、あらゆる機会にもっと今私が申し上げたような点を細かく説明するとか、町民の意見ももう一度ある程度聞

くという考えがあるかどうか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私、いつもこの場で議論をして舟山議員にお願いしているんですが、ここに舟山議員の答弁書、全部ファイルしてあります。一番最初にもう2年前から実はこのさくら連絡橋、あとは7日にこれまでの経緯を全部5ページにまとめて、町民への説明、議会だよりの説明、お渡しするつもりでおりますけれども、さくら連絡橋の具体的な橋、長さ、幅、形式、経済効果、実は昨年9月の舟山議員の一般質問でお答えしております。町民が舟山議員に聞いたらその答えを返していくのが、私は議員の務めではないかというふうに思っております。私が新年度のあいさつをしたのは24年の新年のあいさつです。舟山議員が質問されたのは、第3回定例会です。議事録を見てもらうとわかるんですが、すべてお話ししております。もう一回読んでもいいんですが時間がかかりますのでやめますけれども、経済効果についてもお話ししました。経済効果は産業連関表が柴田町独自でないので、一般論として10万人が来た場合には6億円の経済効果がありますと。産業連関表が小さな自治体では無理なので、一般論でお答えしている。こういうのを昨年9月にお知らせしております。ですから、聞かれたときに「私は9月に質問したときにこういう回答を得ています」と、やはり町民に伝えるのも私は議員の務めではないかなというふうに思っております。そういった点をどう考えるのか。反問権があれば聞いてみたいというふうに私は思っております。一方的に決めたというのは私は誤りだというふうに思っております。この議会でも再三再四、議論はさせていただいたというふうに思っておりますし、広報紙にも出させていただいてると。それについては7日にまとめてお出ししたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 私が先ほど経済効果のことがわからないと言ったのは、町長が今言った産業連関表がこの柴田町には該当しないというか、一般的なもので計算したという、ですからそこをさらに知りたいという町民の方がいるという意味で私は聞いているんですよね。ですから、これはもういいです。私が前に答弁いただいたのを理解していないんじゃないかと、もっと正確なものが出せないのかと言う町民がいるということを私は訴えたかったんです。

これからお聞きしたいんですけれども、今は冬ということもありますけれども、樫ノ木の展望台のところ、秋とかは多かったかもしれないけれども、きょうなんかは雪とか雨とかということがありますけれども、もしも橋をつくってもその橋とか展望台、春とか夏とかはい

いでしょうけれども、冬というのはどのような感じになるというふうに考えているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 通常であれば当然展望ブリッジ、白石川の土手の目の高さで見られるということが一つ。それから、展望ブリッジの高さで見られるというのが二つ目。三つ目は観音さんの高さで見られるというのが一番かなと、こう思っております。その中で、冬につきましては光のページェント等々ではないんですけれども、そういうものとうまくマッチをしながら、当然通路をつくっていくということになるかと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 例えば、午前中の施政方針ではないですが、海外からの観光客も来るぐらいの観光地を目指すというような意気込みでしようけれども、じゃあ1年間を通して、我々ふだん館山と言っていますので、あの館山とか土手の河川敷とか、春夏秋冬、細かく何月、何月とは言いませんが、どういう花がどこに咲くから1年を通してある程度観光客に来てもらえるという計画、見込みを立てているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、春には寒咲きのスイセンを植えたいというふうに思っております。それは3月に咲きます。4月になりますと桜が咲いてまいります。5月の連休にはサトザクラが柴田町実際に咲いております。ですけれども、お客様なかなかサトザクラまではいらっしゃいません。5月の連休には、今はミツバツツジを植えております。5月になりますと今度はチューリップ、ムスカリ、スイセンが同時に咲いてくるようになると思います。6月には今湿地帯にカキツバタを植える予定にしております。7月にはキバナコスモスというものを植えると。8月にはヘリアンサスという黄色い花が咲くように、今植栽活動をしております。9月には、町民が今彼岸花、これはショウジさんという方なんです、ノルディックウォーキングの方々と一緒にゼンザンヒガンバナを今植えております。ですから、9月は彼岸花でお祭りを継続したいなど。10月になりますと菊の祭典、5,000人という実績がございますので、10月、11月は菊の祭典で引っ張ると。12月は先ほど言った光のページェントで、今回1,700人だったかな、スロープカーに乗った人、実は12月にお客様が初めてスロープカーに、元旦以外に乗ったのは初めてでございます。光のページェント、予想以上にこれは商工会とも連携しながらやったんですが、思った以上にお客様が乗ってまいりました。ちなみに、観光協会のときの1月の売り上げは恐らく1カ月3万円程度だったというふうに思

っております。今は耐える時間帯なんですけど、2月で1日平均四、五万円売れております。ですから、この雪の降った中でも売り上げが最低限2万円を超えております。ですから、思った以上にお客様が来ているのかなというふうに思っております。ですから、これまで5月28日に観光物産交流館がオープンして、2月までに大体の売り上げが計算できます。ですから、年間まとめていきますと恐らく20万人を超えて、25万人ぐらいはことしの4月にはお客様が訪れるようになるのではないかなというふうに思っております。

もっとお話ししますと、これわかりますか。「じゃらん」。そうだろうと思って、ちゃんと用意してきました。「じゃらん」の表紙を飾っているんです。それだけ今全国で柴田町の景観が、主婦の友社の「ゆこゆこ」という雑誌にも載っておりますし、それから婦人画報にも載っております。きのうも柴田町が載っている旅行雑誌、3冊買って、全部持ってきましたけども、そのようにこれまで以上に全国から注目を浴びているというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の点は時間の関係もあるんですけども、結局桜としてはそういう雑誌に載っていますが、私が聞きたいのはそれ以外の季節をどうするかということなんですよ。さくら連絡橋、5億9,000万円、議会懇談会で町民の方が何億円もかけて20日間と。その問題は春の20日間以外にどのくらいの経済効果があるとか、国から補助金をもらうということは国民の大事な税金を柴田町が使わせてもらうということになりますし、もちろん起債をして返していくということは町民の税金から返していくことになるわけですから、私が本当に担当課長とかにお聞きしたかったのは、春の桜以外の季節に土手のほうにもどのような花も植えてあるからこそあの橋を渡って館山から来る、逆に町民がウォーキングコースということで大河原とか船岡の土手を歩いてもいいですよ。そこから館山に行って、ついでに花も見られる、それが何かということをお聞きしたかっただけで、町長の今の答弁でいくと館山とかには結構こういうものを植えるというけれども、じゃあ土手がどうかというのはなかったんで、……いや、もういいです。

それで、お聞きしたかったのは、例えば町民の方がやっぱり生活道路を直してほしいとか側溝だとか、それから子供さんの通学路なんかもです。これまで正直言って金がないと言われて、10年も20年も放置されている案件があると。ところがこのごろ柴田町は景気がよくなったのか、さくら連絡橋をつくるとかトッコン跡地にどうするとか、正直言って昔で言う箱物ですよ。財政難のときも文化ホールとかそういうのを余りつくるなというような世相と

いか流れがありましたけれども、余裕が出てきたというのはいいことなんでしょうが、去年船岡生涯学習センターで「東船岡小学校の通学路を広げてくれと23年、私は町とか地域の議員さんにも訴えていたんだけど、ずっと保留されてきた」と言われたんですよね。ちょっとそれが強いので、私は住民のための事業というのをもっと優先順位考えるべきではないかなと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 舟山議員もね、また振り返ってみますと、その前のときには柴田町でおくれているのは何かと言いましたら観光事業がさっぱりなっていないと、ご質問をいただいております。これは何だったのかと。それであれば観光がおくれているなんていう質問はあり得ないわけですよね。町民からのアンケートの不満を述べられまして、ここに書いている。ですから道路につきましても、今回の事業をやめて生まれ出る金は1年間で900万円しかございません。やめれば900万円なんです。6億円じゃないんだということを頭から切りかえてもらいたい。これは6億円、柴田町の一般財源を使うわけではありませんので、1年間に生み出されるお金は1,000万円です。ですから、1,000万円の分はほかの事業をやりくりして道路をつくれますから、今は中学校も学校も、それから水害対策も、今回の予算を見ていただけるように子育て支援も、それから図書館のお金も、貯金もできました。やはりある程度、町民が今まで我慢してきた要望がやっと財政的に可能になったのであれば、体育館、今ちょっと壊れておりますので体育館が必要だと、図書館も小さいのでそろそろ、すぐにはいきませんが大きいのが必要だと、町民の要望はやっぱり変わってくるわけですね。そこをうまく財政運営をしていくのがトップの私の責任ではないかなと。もちろん財政破綻になるような支出はしないと。ですから、皆さんには全部を明らかにして、将来の借金の返済額についてもその都度議会にお諮りして、借金がふえているという事実があるのであればだめですけども、こんなに事業をやって借金は減っているんです。その辺を考えていただかないと、一部6億円が別な金に使えるような言い方をされると、それは正しい議員の仕事ではないと。やっぱり償還財源を見ていただいて、最高でも2,300万円、その分はもしほかに使うものがあれば言ってください。予算措置しますので。そのくらい財政運営をきちっと進めながらやっております。

柴田町は将来のやっぱり企業誘致もやっておりますが、観光で持続的に発展してお客様を呼ばなければならない。そういう政策もやらなければならないということです。春の10日間だけ利用するわけではございません。現に冬につきましても、もういいわと言われましたが

あそこにレンギョウを植えまして、それから実は春の季節には9万人が船岡駅におりております。9万人。そのうちの半分、約6割が実は土手を歩いております。10万人にして約6万人ですね。6万人は柴田町に経済効果がないんです。船岡駅におりて、土手を行って、大河原町で飲み食いして、大河原町のおみやげを買っている。要するに経済的に遺失しているわけですよ。そういうものを町の中に誘導できるということなので、橋の連絡には春だけでも恐らく私は6万人の80%は大河原町に行かないで柴田町の街の中に来る計算、これにつきましても7日に皆さんに産業連関表は使えませんが予測を説明して、詳しくご理解をいただけるようにしていきたいというふうに思っております。ですから、全く無駄だという話にはならなくて、将来への投資だというふうに考えていただいて、それが回り回って経済的な効果を生むし、柴田町のPR、なぜ柴田町がこのように全国誌に取り上げられたのを見ればわかりいただけますが、動きがあるからなんですね。そういうこともご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 午前中は結構傍聴者がいて、町長の施政方針を聞いたと思うんですが、我々からするとこの一般質問を出した後に施政方針をもらうわけなんですけど、ただきょう改めて見ると、さくら連絡橋などについて、花のまちということで大体17行書いてあったんですね。町長が一番力を入れたいというのはわかるんですが、その後に7行ぐらいです、「従前から積み残しされた課題の解決や、町民からのきめ細かな要望にも目くばせを行いました」とあるんです。午前中にいらした傍聴者の方とか、これ資料として手元に持っていたかちょっとわからないんですが、やっぱり私からすると町民の安全とか、長年残されている課題が優先で、それを先に述べるんだったら町長は大したもんだなと、大したという言い方はおかしいんですが、町民のことを考えているなと思うのと、長年の課題とか町民からのきめ細かな要望に対して目くばせという……、先ほど町長ここは議論する場で文章の言葉がどうこうと言いましたけれども、私はちょっとこの目くばせという表現は、町長のそれだけの考えなのかなと申しわけないですけど受け取りますので、ちょっとそこどうお考えでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 部分だけ見ないで、よく中身を見ていただきたい。確かに最初のころは何行か書いてありますけれども、詳しく水害対策、放射能対策、載せていますよ。今回全然そういう対策が載っていないのであればですが、放射能対策も農産物関係、食品の関係、

空間線量関係、載せております。ですから部分だけ見ないで、全体を見ていただきたいというふうに思っております。今回の予算は122億円、これまでの予算規模でも大変大型の投資型予算になっております。これは町長が好き勝手に予算編成をしたわけではありません。この議会の中で、例えば不二トッコン跡地についてもやはり体育館が必要だと、いや体育館が必要であれば本格的な図書館も将来考えていかなければならない、子育て支援の施設も必要だということ、こういうものもやはりこれまでの課題の一つではないかなと。本格的な体育館がないというのもこの議会でいろいろ議論されてきたところで、そこにやっと着手ができるようになったと、こういうのももし……、目くばせという表現がよろしくないのであれば舟山議員から国語の勉強をしなければならぬかなと、後でそれにかわる言葉を教えていただければいいのかなと。私は目くばせというのはいろいろな配慮するという意味に使ったんですが、それがお気に召さないのであれば後でそれにかわる言葉を教えていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 大きな2問目に入ります。

まず1）、6カ所を指定して優先する避難所ですけれども、万が一の場合、例えばきょうなんかも今外がどうか分かりませんが、3月としては意外なぐらいの大雨になりそうだということでありますけれども、大震災や大雨とかで、この6カ所で町民全部、万が一の場合に足りるんでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 舟山議員の質問にお答えします。

避難所の関係なんですが、今回6カ所を優先開設避難所ということなんですけれども、それ以外の避難所、全部で18カ所あるんですけれども、すべてを合わせても6,000人収容でいっぱいということになっていますので、現実的には3万8,500人全員というのは物理的には無理な状態です。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） こういう議会とか、ほかでも6カ所優先ということで町民も聞いているんですけれども、そうすると例えば真っすぐにそこに行けというふうにもしかして町民は理解している……、誤解しているということはないでしょうけれども、そう考えているということはないんでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 優先避難所というのは、地区懇談会もそうですし、あと広報紙にもお知らせしていますけれども、地区の自主的な避難所に避難していただくもよし、あるいは自主避難所、近くにいる方はそちらでもよしというふうな判断でPRしていますので、必ずしも優先避難所のほうに全員が押し寄せるといような状況にはならないと思います。特に高齢者とか障害者の方については、やはり地区集会所のほうが身近で避難しやすい場所かなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 2)の集会所のことにも関連はするんですが、とっさの場合、ちょっとほかの地区で申しわけないんですが、去年、土手内なんかの方が船岡小学校が使えると思って行ったらだめだったということもあったんですね。今後また同じような場合、つまりとっさの場合、集会所に行く、その次例えば船岡小学校の周辺だと小学校に行く住民も出てくるかもわからないと。それでお聞きしたいのは、学校との連携というのはその後どのようなやりとりをしているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 学校関係については、町内の小中学校については年度初めに各学校の教頭先生などで、有事の際に避難所として開設する場合に連絡網の情報のやりとりとか、かぎのやりとりとか、そういったものを紙ベースでもってお互いにやりとりをしております。あと、大河原商業高等学校とか仙台大学、あと柴田高校についても協定書を取り交わしておりますので、そちらのほうもそういった形で情報をやりとりしている状態です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 生涯学習センターの事務分掌のことで、別にこういう避難所関係のことは条例で決めているというふうにあったんですが、ふだんの生涯学習センターの職員の方と、万が一何かあったときの避難所係とか、そういった連携というのはふだんからどういうふうにとっているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 町長の答弁のほうでお話ありました事務分掌というのは、より詳しいのはこのオレンジ色の職員災害初動マニュアルというのがあります、こちらのほうに各課ごとにどういった部につくかということが書いてあります。その中で、避難所であれば避難所の事務分掌が後ろに行って、どういった作業をやるかということが明記されております。学習センター等の主なやりとりについては、特にこれまでもこういった避難所のマニ

ュアルを作成したときの説明会などをやっておるんですが、今回の震災を教訓として優先避難所というような設定も行いましたので、各生涯学習課の施設と連絡をとっているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 3）の災害時要援護者名簿なんですが、去年の3月11日の大震災後、登録というのはふえているのでしょうか。今何人ぐらいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

震災当時は、先ほど答弁申し上げたとおり653人でしたが、その後682人にふえております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 町としては、その登録者数に対して今後もうまく対応できると思うのでしょうか。人員的なこととか。ちょっとその点をお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えします。

この災害時要援護者名簿といいますのは、災害時に自力で避難できない方を対象としているわけございまして、そういう方を地域で情報を共有するという、そして何かのときに地域で支え、助け合っていくという目的を持っているわけなんですけど、ただこの名簿収集に当たっては提供というのは本人の同意が必要ということで、柴田町では手挙げ方式、ご本人のご希望によって名簿に登録して、震災当時653人、現在682人という数字になっております。ただ、それ以外の方でも私どものほうで心配な方、例えば身体障害者手帳の2級以上とか、療育手帳のA判定以上、要介護3以上の方、1,097名、先ほど町長答弁で申し上げましたが、個人差はあるんですけどもそれくらい的人数がいると。ただ、現実に名簿登録が682人ということで、それ以外の方というのは個人差もあるしご本人の希望ということも、地域には知られたくないということもあろうかと思うんですが、いろいろな事情があると思います。ただ、地域的に見てこの方心配だという方、民生委員とかが独自に状況把握ということで、震災時には民生委員が1,237人安否確認したということで、その登録者以外の方のフォロー、これについても東日本大震災でも行われたということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 4）の自主防災組織のことなんですけれども、町の検証の資料には3

月11日とかどうしたということについては載っていたんですが、ここ1年間どのような対応をとったというのをひとまとめにしたものというのはあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 3月11日、あと4月7日の余震によって、町民の方がどういった対応をしているのかということですが、それについては自主防災組織、行政区長さんのほうにここ3日間については食料とか水についてはやはり自助の部分で確保してもらうということ、それ以降については共助の部分ということで、そういったことをPRしているとともに、地区懇談会でもやはり今回のような大きな震災の場合については行政の手がすぐに来るというのはまず無理だということを皆さん実感しておるようで、それぞれに震災が来た場合のために水をため置きするとか、あとは食料を確保しておくとか、あるいはもし何かあったら今度は自主防災組織のほうで防災無線があるので、そういったところで情報収集するとか、そういうふうな動きのほうに大分変わっているということは、地区懇談会や出前講座でよく肌で感じております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 私が聞いたのは、去年の3月11日とか4月7日じゃなくて、それから1年を通して自主防災組織がどういう活動をしたのかをまとめた資料があるのかということなんです。なぜそれを聞いたかということ、例えば24年度なんかでも防災関係で備品をもっと配るとかあるんですが、いわゆるハード面については町はやることはやると。もちろんソフトというか、細かいことは自主防災組織とか住民がまた自主的にやってもらうというのはわかるんですけども、ソフト面について私はやっぱり町としてももう少し充実してほしいという意味で、自主防災組織がここ1年間どういう対応をとった、今後何かあったときは自主防災組織がかぎになってもらって、住民の方にどうしてもらおうという、そういう周知とかをどうしているのかということを知りたかったので、もう一度危機管理監に。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 23年度については、年度終了後に各自主防災組織のほうに例年どおりアンケートをとって、調査をする予定ですが、現在のところ私のほうで出前講座とか行ったところで、あるいは自主防災組織のほうで訓練をやっているところは23年度は今のところ13地区ありました。それぞれ町民の方を巻き込みながらやっておりましたので、その中でいろいろ自主防災の組織のほうで今回の震災を教訓にいろいろ対応されているようです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 5）に関係するんですが、ちょうどうちの近くということで船岡体育館のことを私何度か聞きましたけれども、この前たしか私の知っているスポーツ団体の方があの体育館を使って練習なんかしていたというような記憶があるんですが、船岡体育館は前は避難所としては使えないということでしたでしょうか。今実情はどうなっているんですか。スポーツ団体に練習場としては貸しているんでしょうか。また、もしも貸しているのであれば、夜なんかのほうが多いと思うんですけれども、万が一のときはどう対応するお考えなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

船岡体育館については、今のところ貸し出しはしておりません。工事が今、ご存じのとおり実施設計依頼をして、間もなくでき上がってきて、これから県から査定を受けると。3月5日と7日に行う予定になっておりまして、今のところ使える状況にはありません。安全管理面からも、もう少し時間をいただいて、対応していきたいと思っております。まだ決まってははいないんですけれども、査定後に契約等をやっていかなければいけないと思っておりますので、もう少しかかると思います。その段階で判断して、皆さんのほうにはお伝えしていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 先日、新聞に柴田町が段ボール会社と万が一のときに協力するというのが載っていたんですけれども、東北電力とかJR、それからガス会社とか、万が一のときの連携というのは今どのように進めているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） ご質問の件は、防災協定、支援協定とかの件だと思いますが、電力については東北電力のほうと復旧に係る支援協定を結んでおります。1月18日でした。それから、新聞に載っていたのが2月13日の段ボールということで、こちらについては有賀議員のほうから質問もありましたけれども、避難生活が長期にわたった場合に、やはり床板ですとごみとか何か吸うらしくて、大分健康を害するというので、段ボール会社と締結いたしました。あと、JRとかそういったものについては、締結とかは今のところもまだ考えておりません。あと、燃料関係についても優先して今後供給いただくということで、今後支援協定を結ぶ予定です。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 町としての対応の検証ということで、去年の9月議会とかで資料をいただいたわけなんですけど、あの後内部でさらに検証を進めた資料というのは、まとめたものというものはあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 9月議会でお出ししている、大きく何ページにもわたった資料が今のところ最終の資料になっております。それ以降、特にまた検証したのをまとめているということはございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今は検証作業というのは進めてはいるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 検証作業は先日終わりました防災の地区懇談会ですか、そういった住民の方々からの意見もまとめながら、今その議事録といいますか、重立った意見とか、あるいはお願いとか、そういったものをまとめている状態で、これについては24年度中にそれらを整理したいなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 防災マップの見直しというのは急務ということなんですけれども、その作業というのはどのようになっているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） ブルーの防災マップについては、今のところほとんど改正がなく、避難所の欄、一番裏表紙の表、あちらのほうについては既に広報しばたとかホームページでも掲載しているとおり、その内容については変更になりましたということで、差し込んで防災マップを今現在使っている状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） では、我々が開催した議会懇談会で防災の教訓ということテーマとしてやった中には、この防災マップをやっぱり見直すべきだという意見があったんですよ。そうすると町の方はそういったマップの見直しというのが避難所関係とかで例えばほかの部分、町民からすると実際には使いづらかった、わかりにくかったとかという、そういう意見というのは役場とかにも来ていないんでしょうか。それを反映させるという考えはないんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 防災マップに関しては、わかりにくいとかそういったのは直接は聞いておりませんが、今回の防災マップの改正に伴って今度電話帳をまちづくりのほうで新たにつくりますので、そちらのほうに事細かな防災に関するページを割いていただいて、そちらのほうで町民の方にも周知する予定です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） これは予算委員会のことになるかもしれませんが、24年度予算案の中に今のような防災マップの見直しというのはどのくらい、予算とかというのは科目とか計上されているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） それは予算委員会でやってください。

○12番（舟山 彰君） わかりました。

では、最後になりますけれども雨水対策、前も聞いたと思いますけれども、西住とか槻木の冠水・浸水地域の住民に、ふだんから満遍なく町としては今こういう対策をとっているとか、これからどうするというふうに説明しているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 台風15号関連で、冠水する箇所がある程度見えてきました。地域の方々から要望書を出されまして、町長初め対応いたしました。その後、現場に行きまして、関係者の方々と場所を確認したという箇所もありますし、まさしく槻木地区については、市街地については常にやっぱり稲荷山の排水が悪くてということでは常に認識しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 西住については大河原町と今度、長年の懸案のことをやるということですがけれども、ただ今のところはポンプでやるしかないということなんですか、対策。ほかの議員さんは万が一のときどこに避難とかという、それはほかの議員さんにお任せして、ポンプの能力を高めるとか、そういうのしか手がないのでしょうか。これが最後の質問です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 下水道のほうで雨水対策として24年度から実施設計が入ります。2年か3年後には本体工事が入ってくるかと思うんですけれども、ポンプでアップして排水ということも必要なんだろうけれども、要は雨水が来たときに周りの側溝、すべて雨水でやりませんから、今300ぐらいのU字溝入っていますよね、わきに。それをどう幹線に取り込んでいくかというのを考えるのが一番大切なのではないかと、このように思ってお

ります。ただ、局部的にそこだけ吸い上げるのもいいかと思うんですけれども、本体がまさしく直ってきますので、今のところはそういう考えで西住地区は雨水事業と一緒にある程度エリアでU字溝なんかはもう一回再設置をしなければいけないだろうなど、このように考えております。

○議長（我妻弘国君） これにて12番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は15時35分。

午後3時22分 休 憩

午後3時35分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番佐久間光洋君、直ちに質問席において質問してください。

〔3番 佐久間光洋君 登壇〕

○3番（佐久間光洋君） 3番佐久間光洋です。大綱2問、質問いたします。

1、4月から実施される武道の授業での安全確保は万全か。

ことしの4月から中学校の保健体育で武道やダンスの領域が必修となりますが、施設の確保、指導教員の確保、安全性への配慮、保護者の負担などに問題はないか伺います。

平成24年度から、新中学校指導要領が完全実施となり、武道が必修となります。これに先立ち、実施に向けてのアンケート調査や実践的な研究が各地でなされてきました。それらの結果が公表されており、中には心配な面も提起されております。また、武道の授業における事故の報道もあり、生徒の安全性確保が十分になされているか、気になっているところがあります。

そこで、次の項目を質問いたします。

1、武道の種目は何を選択したか。選んだ理由は。

2、武道場は整備されているか。武道着は個人負担か。

3、指導方法や指導体制に問題はないか。

4、安全面への配慮は徹底しているか。

5、「中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校の事例報告」と、「地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業の報告」は検証しているか。

6、地域連携の活用とその内容は。

2番目、新地方公会計への対応は。

総務省では、自治体の公会計の整備に取り組むようにしております。主要貸借表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備、または4表の作成に必要な情報の開示に取り組むこととしております。柴田町としてはどのように対応するか。

以上2点、質問いたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1問目、教育長、2問目、町長。

まず、教育長。

○教育長（阿部次男君） 大綱1問目の1点目、「武道の種目は何を選択したか。選んだ理由は」についてお答えいたします。

初めに、保健体育の授業での武道の選択につきましては、町内3中学校とも柔道を選択することといたしております。

柔道を選択した理由としましては、第1に剣道を指導できる体育の教師が少ないということ、それから柔道の経験者が多いということがございます。第2に、これまでも体育の授業で柔道を行ってきた経緯があること、第3には学校では既に柔道着を準備しており、また剣道を選択した場合には新たに防具や竹刀を購入しても、指導経験のある教師が継続的に配置になるとは限らないことなどから、柔道を選択しているというところでございます。

なお、仙南2市7町の武道の選択状況は、中学校23校中柔道が19校で83%、それから剣道が4校で17%というふうになっております。

2点目の「武道場は整備されているか。武道着は個人負担か」でございますが、町内3中学校には武道場が整備されておまして、現在部活動で柔道部や剣道部が活用しているほか、冬期間は1、2年生が体育の授業で柔道を実施している状況です。なお、船岡中学校の武道場については、昼の傷みが激しいことから平成24年度の当初予算に錬武館畳張りかえ工事として約260万円を計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、柔道着の費用負担につきましては、各中学校が学校備品として柔道着を準備しておりますが、平成24年の4月から必修科目となることを踏まえまして、もし不足分があればこれについても町予算で準備したいというふうに考えております。

3点目の「指導方法や指導体制に問題はないか」でございますが、柔道の指導につきましてはこれまでも体育の授業として柔道を取り入れておまして、柔道の経験者が中心になっ

て授業の運営を行ってきました。しかし、柔道指導の経験の少ない体育教師もおりますので、研修の機会の確保や地域の指導者の活用など、武道の必修化に向けた指導方法、指導体制の充実を図ってまいりたいと、そんなふうと考えております。

4点目の「安全面への配慮は徹底しているか」についてお答えいたします。

中学校における授業の内容については、本格的な柔道を目指す部活動とは目的が違いますので、競技性よりも伝統や礼節を重視した授業づくりを行ってまいります。特に投げわざは頭部や首への負担が強いとされておりますので、安全指導の面で受け身指導を十分に行うことや、生徒の経験や体力の実態に応じて段階を踏まえた指導を行うなど、安全対策に努力をしてまいりたいというふうに思っております。

5点目、「「中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校の事例報告」と、「地域スポーツ人材を活用した運動部活動推進事業の報告」は検証しているか」についてお答えします。

中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校や、地域スポーツ人材を活用した運動部活動推進事業の事例報告から、たくさんの事例報告がありますので、その中から柴田町の実情に合った事例を今後の授業づくりの参考にして、武道の授業における安全確保に配慮した学校体育の充実に努めてまいりたいと考えております。

6点目になりますが、各中学校の部活動においてはこれまでもバレーボールやバスケットボール、柔道などで、地域の人材を活用したボランティアによる外部指導を取り入れてまいりました。特に柔道部では仙台大学の柔道部の協力を得て、さまざまな内容の練習に取り組む機会を得てまいりました。仙台大学とは平成15年に連携協力に関する覚書を締結していることや、それから平成23年度から新たに現代武道学科が開設されましたものですから、大学との連携をより一層強めたいと考えております。また、柔道の専門的技能がある町の柔道協会から協力を得るなど、地域の人材を活用した柔道の安全対策についても、学校からの個別の要望に応じて検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 次に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐久間光洋議員の新地方公会計への対応についてお答えします。

新地方公会計整備については、平成19年に国から示された指針に基づき、基準モデル、総務省方式改定モデルのいずれかにおいて財務諸表の整備を進めるよう要望されているもので

あり、財政健全化法、いわゆる実質公債費比率など4指標との兼ね合いからも、早期の整備が要請されている状況であります。

本町においては、総務省方式改定モデルに基づき、平成20年度決算分、21年度決算分をホームページで公表しておりますが、決算データをベースの作成段階のため、財務評価等が完全ではございません。この整備のためには、財産、試算評価のための処理には予算措置が伴いますので、今後年次計画において整備し、正確な財産管理に努めるとともに、あわせて4表の年度間の指標分析を実施してまいります。

○議長（我妻弘国君） 佐久間光洋君、再質問ありますか。許します。

○3番（佐久間光洋君） まず1番目の武道に関してですが、今の答弁を聞いて大方整備はされているというふうに受けとめました。そもそも質問するに当たっての心配事と申しますか、現実に報道にも取り上げられておりますけれども、事故があるというふうなところで、大丈夫なのかというふうな懸念が発生したということでございます。それで、実態を詳しく私もわからないもので、いろいろ調べてみましたら、10年近く前からいろいろ実践校であるとかそういったところでの検証実験というものがあるということで、一応見てみましたら、多分この地域も同じような状況なのだろうというふうな感じを持ったわけです。その中身はどういうことかという、まずは適切な指導者が非常に少ないということ、それから急にそういうふうな割り当てをされてもなかなか指導できるという自信よりもむしろ心配のほうが多いという懸念が、ほとんどの検証の結果から読み取れるというふうな実態もありましたものですから、私もきっと柴田町も同じような傾向なのではないのかなというふうに思ったわけでございます。

今の教育長の答弁では、その辺のところは仙台大学との連携であるとか、あとは配置ということで、何とか問題ないというふうなところの話をお聞きしました。まずは1年ぐらいやってみて、結果を出さないと何とも言えないなというふうな感じは持っているわけですが、ぜひそういった事故の起きないような対策で進めていっていただきたいと思っております。1問目はこれで終わります。

2番、公会計のほうなんです、先ほどの町長の答弁からいきますと、既に準備はしていると。これから完全な形で公開に向けて対応していくと、こういった受けとめで問題ないですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 一応20年度分、21年度分公開はしていますが、完全な姿ではな

い、これを5年間ぐらいかけて完全な姿にしたいというふうに思っております。完全な姿でないというのは、実は資産の価値を一筆一筆棚卸ししなければいけないという作業が残っています。ただ、決算書をベースに一応バランスシート、行政コスト計算書、いわゆる評価調書にやるというやつについては終わっていますので、これはほとんど県下市町村については同じ状況かと思えます。大体26年ごろまでかけて整備を図りたいというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） これからその部分を聞こうかなというふうに思っていたわけですが、まず伺いますが固定資産の台帳というのは整備されているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 税務の固定資産台帳と混同されると困るんですが、町のいわゆる財政としての固定資産台帳の整備は終わっておりません。終わっているのは過去決算で投資した分、結局道路をつくるのに幾らかかったとか、建物をつくるのに幾らかかったとか、そういうやつについてはある程度整備はかけているんですが、もともとあった土地の底地のいわゆる公正価値の評価は終わっていませんので、固定資産台帳の形はあるんですが中身の書き込みはまだ不十分という状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） その財産についてなんですが、まずこういった地方公共団体の場合には行政財産と普通財産がありますよね。この次に評価の話をするわけですが、行政財産については評価はしなくていいと。そうすると、普通財産については評価をしなければならぬことになるんだと思うんですが、まず行政財産の分については目録というかまとめは当然ありますよね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 行政財産の目録はあるんですが、その償却を完全に終わらせていないんです。結局土地を買って造成した、途中で舗装をかけた、修繕した、そういう投資があるんですが、そんないわゆる減価償却という厳密なものを持ってこなかったんです。機械的にはある程度できるんですが、もともとの底地の価格がどのくらいあるかということまでやらないと、評価にはなりません。それ以上に、議員おっしゃいました普通財産、これは売る財産、貸す財産ですので、そちらのほうを先に評価をしようと思っております。ある程度鑑定とか終わったやつについてもあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 町全体の資産というか財産を、私たちが今月はこれから予算の審査をするわけですが、そういった金の流れのフローの部分というのは表に出てくるんですけども、こういった土地とか建物とか固定資産の部分の財産の、いわゆるストックの部分については、ちょっと前はわかりませんが、私は一回も見たことがないものですから、多分公表はしていないのかなというふうに思うわけでございます。まずその行政財産のほうから伺いますけれども、評価の金額はまだいいです。多分道水路については評価の必要はないはずですから、行政財産の種類ですね、地目、用途、そういったものでどういったものが、例えば事務用品とか車両とかそういうのはなくてもいいですから、不動産関係の大まかなやつについてはどういった種類のものがあるかちょっと教えてもらえませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 一般的に行政財産といわれるのは土地、これは道路を含めた公共用地です。それと建物、これがいわゆる行政財産と言われる一般的な、それこそ90何%に当たるかと思います。そのほかに立木とか細かいものがあるんでしょうけれども、あと車とかの物品に関してはまた別になりますので、通常行政財産と言われたときには大きくは不動産というふうにお考えになってほぼ間違いないかなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そうすると、まずは道路、水路、それから公園、学校、水道とか、そういったものは多分行政財産だと思いますけれども、集会所あたりも行政財産になるわけでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 集会所も行政財産、指定管理者でもってお願いしている行政財産です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） これらが大体90%以上を占めるということですね。そうすると残り10%程度のものがあると。こちらが普通財産ということになります。そうすると、普通財産にはその種類とか用途、どういったものがあるか、もしわかれば説明いただきたいとします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 今90%と言ったのが行政財産9割という意味じゃなくて、不動産

が大体行政財産のうちの9割以上を超えるだろうということで話しました。

普通財産についても、土地はあります。例えば福祉センターわきの、町が売りたいという土地ありますね。あと昔の船岡保育所の用地、売却もしくは貸したいというふうな、つまり今行政用途に使っていないものについては普通財産という考え方をします。ですから、もしも使わなくなった建物があれば、もともとは行政財産であっても処分前提になってしまえば普通財産に移すということも十分あり得ます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） それらの数は大したことはないんでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 普通財産の数、価額については、さほどではない……、今お話ししました一番大きなやつが福祉センターわきの用地とか船岡保育所、まとまった面積、価額というやつについてはその辺あたりですので、細かい土地はいっぱいあるんですけども、それほど多くはありません。

○議長（我妻弘国君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 恐れ入ります。

ちょっとさっき聞くのを忘れましたけれども、町有林はどっちに入りますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 保安林とかの指定をかけているものについては用途がありますので行政財産ですし、何もかけていない、いわゆるただの山地というのであれば普通財産扱いにしているやつもあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） ではそれらの一覧表といいますか、まとめたものというのは提供はできますよね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 正確に言えば、町の保有財産のうち行政財産については台帳化してあります。これに記載されていないものが普通財産というふうになります。普通財産については全部台帳化してあるわけではなくて、価額的に売れたり譲渡できたり、いわゆる貸したりできる可能性のあるものについてはある程度していますけれども、細かいものまで全部

普通財産にしてあるわけではありません。いわゆる行政財産を取って、残りが全部普通財産というふうな考え方になります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） まとめようと思えばまとめられるわけでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） はい、まとめられます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） それをお願いできればなと思うんです、ぜひ。要するに町の財産がどれぐらいあるのかというところがちょっと気になっておりました、ぜひそれをお願いしたい。先ほど課長の答弁の中で、あそこの土地とあそこの土地という話が出てきましたけれども、これは普通財産ですから当然売買の対象になったり、いろいろなそういう評価というのが今度必要になってきますけれども、それはまだやっていないということでしたよね。これもやろうと思えばできないわけでもないわけで、実際あの辺の近くの土地は税金取るために評価はしているわけですから、それと連続、いわゆる近傍類似という、そういう方法でできなくはないと。町有林とかああいうかけ離れたやつも、あれは今度は税務署でも評価していて、あっちで倍率方式とかいろいろな評価もあるので、やろうと思えば幾らでもやれる、数もそんなにあるわけではないということなので、ぜひ一つのラインとしてどの程度の財産が町のものとして、要するに処分するしないにかかわらず、できるものという意味での金額も含めた形でのその財産の目録というか台帳を提出していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 議員おっしゃったことが、一番冒頭に申し上げました「まだ足りない」という部分です。公正価値評価というふうな言い方をするんですけども、普通財産、行政財産含めて土地であれば面積、地目、価額です。それともう一つ求められているのは今までの土地台帳、いわゆる固定資産台帳にはないやつが償却とメンテナンスの時期、そういうやつまで固定資産台帳のほうに整備するよというのが総務省の一応考え方です。平成26年までにはせめて議員おっしゃった内容については整備をしたいというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 総務省モデルも私も見てみましたがけれども、資産なのか資本なのか

というふうなところで、これは専門的な話になりますけれども完璧ではないというふうな思いもありましたから、公会計ということで質問をしているんですけれども、これを早くやれと言うつもりはないんです。ただ、いずれはそういった形でのものが必要になってくる前提の中で、まず先ほども言いましたけれども柴田町の財産としてどのくらいの金額のものがあるんだというふうなことをまず明示する。評価ですから、それが当然売れる価値かどうかという金額とは若干異なってきますし、今償却というふうな話もあって、ちょっと中身はよくわからないんですけれども、大体総額としてどの程度のものがあるのかというのを知りたいという思いがあるものですから、これはちょっとできるだけ早くいただきたいなと思っているんですけれども、再度伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 金額は変わってくるかと思うんですけれども、現在平成21年度としてまとめている町の総資産は464億円です。いわゆるもともとあった土地とかの価値がまだないので、これに継ぎ足されることになるかと思えますけれども、これらを全部整備する、まずはこの公会計の目的、議員おっしゃるように資産と債務の管理になりますので、ここを急ぎたいなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） この464億円という答えで終わりですか。土地がどのくらいあってどこにどんな土地があって何ぼ何ぼという、そういう結果は出してくれないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 今申し上げたのは、町が公開しているバランスシートで計上したやつです。これについてはいわゆる有形固定資産として項目が並んでいますが、この下の一覧表、これはありますので、これは公開対象にいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 残念ながら私そこまで確認していませんでした。そうすると、よそでは大々的に新聞に載せたりしてやっているところもありますけれども、柴田町ではホームページの中でバランスシートを公開していると。だってそれは資本といっても総合計なわけで、一筆一筆書かれているというわけではないでしょう。私はその一筆一筆の台帳が欲しいという、そういう意味なんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 当然この下敷きとなるデータについても別に公開すべきデータに

なりますので、ただホームページでやるにはちょっとページが多くなりますので、ホームページのほうについては代表となるバランスシートなり行政コスト計算書は出せますけれども、その下のデータについては必要な方にはお出ししたいというふうには思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） わかりました。ではそのうちいただきに伺いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて3番佐久間光洋君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時04分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年3月5日

議 長

署名議員 番

署名議員 番